

「三条教則」 関係資料 (二十六)

雑誌の部 (二)

〔報四叢談〕

○「三条弁疑」三十四丁 烏地黙雷 〔報四叢談〕第八号付録 明治八年二月)

〔排簡雜誌〕

○「教憲ノ解」二丁 新井退藏 〔排簡雜誌〕第十三号 明治十三年二月)
○「教憲ノ解統」一丁 新井退藏 〔排簡雜誌〕第十四号 明治十三年三月)
○「教憲ノ解統」二丁 新井退藏 〔排簡雜誌〕第一号 明治十三年六月)

〔本教講録〕

○「愛國」四丁 堀秀成 〔本教講録〕第一輯 明治十三年十月)
○「敬神」五丁 堀秀成 〔本教講録〕第一輯 明治十三年十月)
○「愛國」四丁 深川照阿 〔本教講録〕第一輯 明治十三年十月)
○「敬神」四丁 村田清昌 〔本教講録〕第一輯 明治十三年十月)
○「敬神之説」二丁 三宅良秀 〔本教講録〕第二輯 明治十三年十一月)
○「敬神の説」三丁 深川照阿 〔本教講録〕第三輯 明治十四年一月)
○「敬神之説」三丁 深川照阿 〔本教講録〕第四輯 明治十四年二月)

解題

『報四叢談』

本誌には、島地黙雷による三条教則の衍義書一点が存する。国君・兄弟・聖賢・父母の四つに報ゆるとする四恩報酬を誌名とした『報四叢談』は、明治初期の仏教による啓蒙誌の一つとして『明六雑誌』などに刺激を受けた大内青鸞や島地黙雷が中心となり、明治七年八月に第一号を発刊した。編輯は大内青鸞、印刷と売捌所は報知社である。島地黙雷（天保九～明治四十四・一八三八～一九一二）については著名なので経歴の詳細は省くが、ちょうどこの時期は島地の主導で大教院からの分離脱退運動の真っ最中であり、ほぼ各号に文を寄せている。その点からも、この島地の衍義は興味を起こすことは疑いないだろう。その他にも大洲鉄念・原担山・石川舞台・渥美契縁など東西の真宗だけでなく、明治初年の仏教界を背負った僧たちからの寄稿もある。終刊については明治九年二月の第二十一号ではないかとされている。

なお、この『報四叢談』（第一号～第二十一号）の全体については『明治仏教思想資料集成別巻 報四叢談』（同朋舎出版 一九八三）において、すでに全冊翻刻されていて、充実した解題も付しているので詳細はそちらに譲るが、翻刻については雑誌原本（全四冊より成る合冊本）からあらためて翻刻した。よって、その体裁だけを左に示す。

全四冊（縦十六・八糀 横十一・五糀 各冊共改装本の表紙と裏表紙あり 改装本表紙は黄色地に報四叢談の墨書きあり 活本 和装袋糸綴 但し第十一号以降は洋装糸綴）

第一冊

第一号 十六丁

（表紙一丁 本文と奥付十五丁）

明治七年八月

第二号 十三丁

（同右一丁 同右 十二丁）

同 七月九月

| | | | |
|------|-------------------|--------------------|-------|
| 第三号 | 十六丁 | (同右一丁 同右十五丁) | 七年九月 |
| 第四号 | 十一丁 | (同右一丁 同右九丁) | 七年九月 |
| 第五号 | 十一丁 | (同右一丁 同右十丁) | 七年十一月 |
| 第二冊 | 第二号付錄 五十五丁 | (同右一丁 同右五十四丁) | 七年九月 |
| 第三冊 | 第六号 十二丁 | (同右一丁 同右十丁) | 七年十二月 |
| | 第七号 十丁 | (同右一丁 同右九丁) | 八年一月 |
| | 第八号 十五丁 | (同右一丁 同右十四丁) | 八年一月 |
| | 第八号付錄 四十三丁 | (同右一丁 同右四十二丁) | 八年二月 |
| 第四冊 | 第九号 十一丁 | (同右一丁 同右十丁) | 八年二月 |
| | 第十号 十丁 | (同右一丁 同右九丁) | 八年三月 |
| | 第十一号 二十一頁 | (同右一頁 本文十九頁 奧付一頁) | 八年三月 |
| | 第十二号 十九頁 | (同右一頁 同右十七頁 同右一頁) | 八年四月 |
| | 第十三号 十九頁 | (同右一頁 同右十七頁 同右一頁) | 八年四月 |
| | 第十四号 二十七頁 | (同右一頁 同右二十五頁 同右一頁) | 八年五月 |
| | (同右一頁 同右三十頁 同右一頁) | 同 八年五月 | |
| | 第十四号付錄 三十二頁 | (同右十七頁 同右一頁) | 八年六月 |
| 第十五号 | 十九頁 | 同 | 八年六月 |

○「三条弁疑」(三十四丁) 島地黙雷 第八号付録 (明治八年二月)

活本。「三条弁疑」は十七兼題の衍義書である。「十七論題真俗鉤鎖」(これも島地黙雷の講述)と一緒に入つていて、どちらも門人筆記というかたちで第八号付録として一冊になつてゐる。そして三十四丁とかなり長文であり島地にとってかなり力の入つたものであることが十分予想できる。加えて島地は周知のとおり、真宗というより明治初年の神仏關係は言うに及ばず明治期の宗教行政の裏面にあつて思いどおりに方向付けを行なつた大立者として知られていて、特に歐州帰朝後は大教院脱退のため建白書や政界に働きかけるなどして神仏单独布教へ導いた理論家であり論客であつたことは言うまでもない。その辺の事情を踏まえた上で、この「三条弁疑」を見てゆくと非常に興味深い。

その内容を概観すると、三か条のうち第三条の「皇上奉戴・朝旨遵守」については人民全般の通務で詳論の必要はないとして具体的な衍義は一切していない。そして衍義の項目を「敬神愛國」と「天理人道」に絞る。そのなかでも佛教者による三条教則衍義のいちばん問題となる箇所、解説に苦労する部分である「敬神」条項については、たとえば造化三神の天地創造、すなわち天神造化説については、次のように批判する。「然レバ本邦ノ神ハ吾ガ祖先ニシテ、之ニ事ルコト尚今ノ君父ニ事ルノ思ヲ以テセヨト云ハゞ、必シモ現今諸宗ニ妨ゲナシト雖モ、近世一種三神ヲ以テ造物主ニ擬シ、別ニ一宗教ヲ立ントスルガ如キニ至テハ一ヲ信スル者ハ三ヲ信ゼス、因縁生ヲ信ズル者ハ造化ヲ信ゼズ、何ニ依テカ神仏二宗ヲ並信スルヲ得ンヤ。抑敬神ハ各教ノ体ナリ、何ノ教カコレナキ者アランヤ。佛教因縁生を説テ造物主ヲ立テズ、造物ノ説ニ於テハ「多共ニ廢ス。」と。神道が造物主の論を主張するかぎりそれは宗教的次元の説であり、それならば佛教は縁起説を堅持し「造物者ヲ立ツルコトハ佛教ノ所破ニシテ仏者固リ之ヲ用ヒザル者ナリ。」と天神造化説を明確に否定する論の展開を見せる。このあたりの島地の論法の詳細については、拙稿「三条教則と明治佛教」(印度哲学仏教学)第七号所収 二七九頁(二七八頁 北海道印度哲学仏教学会 平成四年十月)を参照し

ていただきたいが、要は俗諦門からは「神」とは皇室の祖先神としての天照大神への尊敬が「敬神」であるとして日常次元の線上で解釈しておいた上で、今度は一転して真諦門の視点で神道の造化三神はあきらかにキリスト教の天地創造の論と同じであつてそれは宗教的次元の内容であり、ならば仏教は縁起説という事物生成の本質的見解を堅持するとするのである。いわば自分の土俵に引き込んで徹底的に批判するという島地黙雷一流の巧妙な論理展開である。神道非宗教化へと推移した裏面の大物、島地黙雷の面目躍如と見るべきであろうが、やはり他の仏教者による三条教則衍義とは一味違うと言うべきか、出色だと言わざるを得ない。島地に関する研究論考は神仏いずれの研究者からも数多いが、何故か「三条弁疑」について述べるのは、これまでほとんどない。その意味でもこれは熟読を要する一書だと言つてよいだろう。また、これに加えて島地の論に対する真宗僧からの反論書「護法概言」「造化問答」を弁護する「弁護法概言」（井上寂英）と、反対に糾弾する「彈護法概言」（伊川淵思）や「弁造化問答」（菅龍真）なども、本誌第十四号付録（明治八年五月）に収載されているので、多少は宗乘による専門的ではあるが島地の一文と併せて読むと一層興味が湧くに相違ない。内容や分量から見て、単行本の部に入れてもよいものであるが、本来は付録として雑誌に収録されたものであるという観点から「雑誌の部」に入れた次第である。

また、「三条弁疑」はこれまで『島地黙雷全集』『明治仏教思想資料集成』に収録されているが、閲讀には困難な状況もあり、初出雑誌で見るのが本来である。よつて、あらためて翻刻した。

なお、本誌の翻刻掲載に際しては、一橋大学付属図書館所蔵「明治文庫」本に依った。

【排簡雜誌】

本誌は三条教則の衍義三点を収載しており、山口県の神道中教院から発行されたもので、この時期の地方からのものとしては珍しく、貴重と言つてよい。そして國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵の本誌は十一冊（十一号）

存するが、これを発行年月日の順に並べてみると、次のようになる。

- ①第十二号（八丁、明治十三年二月一日）
 - ②第十三号（八丁、同年二月十五日）
 - ③第十四号（八丁、同年三月一日）
 - ④第一号（九丁、同年六月一日）
 - ⑤第二号（八丁、同年六月十五日）
 - ⑥第三号（八丁、同年七月十五日）
 - ⑦第四号（八丁、同年八月十五日）
 - ⑧第五号（十二丁、同年九月一日）
 - ⑨第六号（八丁、同年九月十五日）
 - ⑩第七号（八丁、同年十月一日）
 - ⑪第八号（八丁、同年十月十五日）
- このように、号数と発行年月日の整合性が無い。そこで各号の奥付を比較すると、①②③と④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪の二種の相違が見られる。その相違点だけを挙げると、①②③が「明治十二年六月出版御届・編輯人城村五百樹」、④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪が「明治十三年五月出版御届・編輯人新井退藏」とある。さらに本誌の編輯人である新井退藏による三条教則衍義の三点の内容を見ると、継続連載形式になつていて、その順序は明らかに①第十三号、②第十四号、③第一号の順である。以上の事情を勘案すると、本誌は明治十二年六月に城村五百樹を編集人として第一号を発刊したあと翌十三年二月一日に第十二号、第十三号を同年二月十五日、第十四号を同年三月一日に出すが、何らかの事情で編集人が交代する。これまでを第一期と見てよい。次いで編集人が新井退藏に交代したことによつてあらたに第二期として同年六月一日に第一号を出すに至つた、ということであろう。

また、本誌の発行意図については各号表紙裏に掲げる「緒言」と「凡例」を見れば一目瞭然である。「緒言 斯誌は本県内孝子貞婦の褒賞を蒙る者其他倫理に関する事迹を登録し又諸新聞中に就き言語行事の勸戒となすべき者を摘采して之を末尾に載す抑斯誌を纂録する所以は専ら神官教導職参考の為にするのみ是を以て苟も教義に益なき者は縱令新奇悦ぶべく活潑驚くべきと雖一切不収に付す若し夫れ編輯諸体を備へ彩色絢爛名声江湖を動かすは已に自ら諸

新聞紙の在るあり斯誌の敢て望む所にあらす」「凡例　一、官省布令県庁布達は祭典及教義に干渉する事項のみを据
據し本分局達文各郡区より成規外の願伺並指令等は總て原書のまゝを登録す　一、雑報中毎条の首に符号を掲ぐるあ
り掲げざるあり其掲げざる者を分局報告とし其掲ぐる者を諸新聞紙とす　一、諸新聞紙の符号各其標題の一字を取る
開知新聞を（開）とし朝野新聞を（朝）とし日日新聞を（日）とし曙新聞を（曙）とす（明）は明教新誌なり（大）
は大坂日報なり」そして、奥付にはこのようにある。「毎月一日十五日二号發行　本誌定価一部四錢十部前金式十部
前金　市外遞送之部ハ此外ニ郵便税ヲ可申受且前金ノ期相切レ候トモ廢シノ御報知無之間ハ引続キ差出シ可申候也
山口後河原町神道中教院　本局獎弘社　編輯人新井退藏　山口中市町六番邸持主兼印刷人宮川臣吉」。これらのこと
より、本誌は山口にあつた神道中教院内の獎弘社より發行し、同県内の神道教導職中に關係する中央新政府の官省の
布達をはじめ同地域の分局報告等を中心に、これを朝野新聞や明教新誌などから抜き出して載せるなど、地域限定を
含めてこのような形態は他にあまり類例がない。その点が本誌的一大特徴である。

○「教憲ノ解」（二丁）新井退藏　第十三号（明治十三年二月十五日）

活本。本誌の「雑報」欄に入つてゐる短編である。内容は手段とすべきものではないが、教導職としての職務は与
えられた章程の理解および他への講義であり、その章程が三条教則という把握をしてゐる。もちろん、著者の新井退
藏なる人物は山口県神道教導職の一人で本誌第二期発行の中心人物である。

○「教憲ノ解続」（二丁）新井退藏　第十四号（明治十三年三月一日）

活本。これも「雑報」欄に入つてゐる。これも短編であるが、内容は民心を鼓舞し高揚させ善なるものを会得させ
て五倫の倫理綱常を守らしむ役目が中間存在としての教導職の主眼であり、同時に事務章程でもあるとしている。

○「教憲ノ解続」（一丁）新井退藏　第一号（明治十三年六月一日）

活本。連載最後の三回目で、これも「雑報」欄にある。内容は逐語的衍義でなく三ヶ条とも人民一般への勅諭と解

釈すべき、第一第二の両条は人民一般への勅諭で第三条は教導職が対象と考えるべき、という二問より成る質疑応答形式で説いていて、著者は三か条とも教導職としての我々に与えられた任務で一大章程だと主張している。

なお、本誌の翻刻掲載に際しては、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

『本教講録』

本誌には三条教則関係の「敬神」「愛国」等の項目についての衍義七点が存する。國學院大學「河野省三博士記念文庫」は合本五冊になつてゐる第一輯から第十四輯までを所蔵する。合本五冊の内訳は、第一冊（第一輯～第三輯）六十六丁、第二冊（第四輯～第六輯）六十六丁、第三冊（第七輯～第九輯）六十六丁、第四冊（第十輯～第十二輯）五十九丁、第五冊（第十三輯・第十四輯・明治祝詞）五十丁と、ほぼ三輯づつ合本し、いずれも「本教講録」と墨書きの題簽を付した和装袋糸綴の仮表紙という体裁になつてゐる。本文は活本、袋糸綴、一丁二十四行、一行二十五文字である。各輯とも仮表紙の中の本来の表紙に「權少教正師岡正胤編輯 本教講録」（誌名の箇所だけ篆書体）および各輯数を印字してあり、次いで表紙裏に目次があつて題名と著者名を記したあと「此書は講録を旨とすれども教義に要なる考説文章詩歌等も採録して刊布せんと欲す請ふ篤志の諾君講録說話秀詠佳章を投寄有らむ事を 編者謹白」とある。この文章は各輯同様である。奥付については、第一輯では「明治十三年十月廿二日御届（定価金拾錢） 編輯兼出版人東京府士族師岡正胤東京麹町区有樂町三丁目二番地 売捌所東京麹町区有樂町三丁目二番地弘道社」とあるも、第六輯になると「本教講録之儀是迄弘道杜辺壳捌方依頼致置候得共該杜廢業依テ京橋区宗十郎町五番地大教新報杜内大野榮方ニテ充捌致候間各位共以後御注文之際ハ右名宛ニテ御通知ヲ乞尤是迄前金預申居候分ハ弘道杜ヨリ大野榮ヘ不残為相渡置候間此段為念申添候也 出版人師岡正胤白」とあって、売捌所は弘道杜から大教新報杜へ変更し、第十一輯以降は「同麹町区有樂丁三丁目二番地新葉杜」と一つ増え、第十三輯になると大教新報杜から「東京京橋区

竹川町十一番地大東社」に変更されている。そして、奥付には本誌各輯の大半に著述がある深川照阿（経歴等については本人著述の解題部分を参照）が第二輯以後のすべての校閲にあたっている。

また、本誌編輯人の師岡正胤なる人物については、次のとおりである。文政十二年十一月江戸に生まれ、代々医を業とするも大国隆正・平岡鉄胤に学び国事に奔走して捕縛されるが維新により大赦、明治元年刑法官に出仕し、監察司知事、彈正台大巡察、三年宣教權中博士、六年松尾大杜大宮司、その後神道事務局教授、同十五年宮内省文学御用掛、二十四年には伊予神宮教院教授となり、また、広島や愛媛の皇典講究所分所でも後進の指導育成に尽力した。明治三十二年一月二十三日没、寿七十であった。

次いで、少々長きにわたるが、各輯の内容目次を左に示しておく。

- | | | | | | | |
|---------------|-------------------|------------------|---------------|--------------|-------------|--------------|
| 第一輯（明治十三年十月） | 爱国（堀秀成） | 名実全かるべし（久保惠隣） | 祓（三宅良秀） | 敬神（堀秀成） | 愛國（深川照阿） | 敬神（村田清昌） |
| 第二輯（明治十三年十一月） | 動不動之説（堀秀成） | 報恩之説（久保惠隣） | 誠（神代名臣） | 神魂帰着之説（深川照阿） | 心ノ柱之説（三宅良秀） | 敬神之説（同） |
| 第三輯（明治十四年一月） | 神有善惡説（伊能顥則） | 信心の説（下田義天類） | 是非之説（堀秀成） | 神魂演義（同） | 神の説（深川照阿） | 眞を戒むる説（伊能顥則） |
| | 神魂演義（承前） | | | | | |
| 第四輯（明治十四年二月） | 万物其性に體て用ふ可説（久保惠隣） | 四柱大神を敬ふべき説（久米幹文） | 善惡応報之説（久志本捨雄） | 夫婦之説（伊藤泰歲） | 敬神之説（深川照阿） | 禊祓之説（幸島常敏） |
| | 島常敏） | 神魂演義（承前） | 皇道を詠る長歌（権田直助） | | | |
| | 信頼之説（金子有郷） | 借名之説（酒井祐吉） | | | | |
| | | | | | | 不可信耶蘇之 |

説（久米幹文） 論無用学（堀秀成） 和漢洋要語類

第六輯（明治十四年四月）

信頼の説（金子有郷） 誠の説（香取義雄） 得所の説（久保季茲） 父子の説（伊能穎則） 事業は終を全するを要る説（堀秀成） 一神教の大意（久志本捨雄） 説教に要用なる和漢洋の要語類

第七輯（明治十四年五月）

節儉の説（久保季茲） 尊王之説（堀秀成） 自主自由の説（幸島常敏） 家業を務む可き説（柴田花守） 一神教の大意（久志本捨雄） 宮中神殿祭神説（久保季茲） 敬神尊王（三宅良秀） 愛國の説（香取義雄） 本分を尽すべし（松本愛重） 君臣の大義（鹿島則文） 神者以救人為心（久志本捨雄） 久保権中教正講説 説教に要用なる和漢洋の要語類

第九輯（明治十四年八月）

堪忍（幸島常敏） 尊王（深川照阿） 至誠の説（福山秀雄） 本末の説（師岡正胤） 伊豆神籬（久保季茲） 長歌（篤胤翁）

第十輯（明治十四年十月）

產土神を敬ふへき説（久米幹文） 勘忍説其式（幸島常敏） 四魂の説（久志本捨雄） 国家保護説・神恵不測説（佐々木綱方） 神教は宗教に非ざるの論（堀秀成） 誓詞（副島種臣）

第十一輯（明治十四年十二月）

勸農之説（二色氏隆） 外教之説（正宮光道） 四魂之説（久志本捨雄） 同心協力之説（深川浪穂） 本教は宗教に非ざる論統（堀秀成） 学草千々の故よし端書の長歌（小国重年）

第十二輯（明治十五年二月）

勸農基本之説（小竹田道真） 守節（富岡有永） 尽信書則不如無書説（瀬尾吉重） 国家ノ為メ患フル所ノ流行病アリ吾徒之ヲ治メスハアル可カラサル説（堀秀成） 道

ハ天之御中主大御神ニ出シ事（角田忠行） 四海一家ノ実象ハ独我カ大日本帝国ニ在スルノ理由ヲ論シ併セテ華族諸公ニ告ク（丸山作樂） 学草千々の故よし端書うたの続（小国重年）

第十三輯（明治十五年四月）

至徳要道之説（幸島常敏） 勸農基本之説第一（小竹田道真） 教之弊害（正宮光道） 道ハ天之御中主大御ニ出シ事前号ノ続（角田忠行） 四海一家ノ実象ハ独我大日本帝國ニ在スルノ理由を論シ併セテ華族諸公ニ告ク前号ノ続（丸山作樂） 勸農政府ヲ論

ス（同）

第十四輯（明治十五年五月）

勸農之説第三（小竹田道真） 君朋臣直國之福也（深川浪穂） 祉之説（久米幹文） 忍耐勉強（宮崎澄夫） 國教拡張セザルヘカラズ（河野泰） 勸農政府ヲ論ス前号ノ続（丸山作樂）

付載 明治祝詞葬祭之部続

○「愛國」（四丁）堀 秀成 第一輯（明治十三年十月）

活本。冒頭に古事記序の一文を置いて導入とし、造化三神の国土・万物生成による我が國發足の形態を説き、この点は他の神道家と変わらないが、五箇条の御誓文を意識したのか、将又功利的考え方からか、知識を広め各自各職業における西洋に負けぬ努力が富国、つまりは愛国につながるという、多分に開明的志向を内蔵した内容だと言えよう。説教用のためか口語体である。この堀秀成の経歴等については別途掲げてあるので、ここでは省略する。

○「敬神」（五丁）堀 秀成 第一輯（明治十三年十月）

活本。口語体。冒頭に千載集の和歌一首を置き、これを道歌に見立て歌意の説明展開のなかで神明の靈妙を主張して敬神の重要性を説く。文中、時代思潮のゆえか堀の口癖か、前の一文と同様「知識を開き云々」という表現が、か

なり多い。これなどが特徴かもしだれない。

○「愛國」(四丁) 深川照阿 第一輯 (明治十三年十月)

活本。口語体。本誌の中心人物の一人で、毎号の校閲をしていた深川照阿（一八三三—一九一五）による一文である。これも他と同様、冒頭に道歌一首を置き、歌意説明をとおして主張を展開してゆく心学道話の手法そのものであると言つてよい。本文冒頭には「愛國」という題名表記はないが、本号冒頭の目次でわかる。

補足すると、深川の本業は連歌師である。天保四年、江戸砂村護摩稻荷の社司の子として生まれ、国学に長じ連歌を能くして徳川柳嘗連歌師にも任せられた。維新後、神道各派は深川に教導を依頼し、彼もこれに専心した。また、連歌の方面では浅草の土岐善静（大派の僧侶で、のち教育勅語の衍義書も書いている）と上野東照宮に連歌会を開き復興に尽力し、大正四年二月三日に没した。寿八十三であつた。

○「敬神」(四丁) 村田清昌 第一輯 (明治十三年十月)

活本。口語体。權少教正村田清昌なる人物の一文で、同じく冒頭に道歌を置き歌意説明をとおしつつ例話実歴談を織り交ぜて説く心学道話的手法の典型例である。これも本文冒頭には「敬神」という題名表記はないが、冒頭の目次でわかる。

○「敬神之説」(二丁) 三宅良秀 第二輯 (明治十三年十一月)

活本。口語体。大講義三宅良秀のもので短文であるが、これも同じく冒頭に和歌一首を置いて説明の導入とする道歌的手法の形態をとつてゐる。題名については、本号目次には「敬神之説」とあるが、本文冒頭には「敬神」とだけある。

○「敬神の説」(三丁) 深川照阿 第三輯 (明治十四年一月)

活本。口語体。大講義深川照阿による説教演説で、人は本来産靈神によつて靈妙なる靈魂を付与されて生まれるもの

のという主張をしている。もちろん形態は他と同様に道話的である。題名は本号目次には「敬神の説」とあるが、本文冒頭には「敬神之説」とある。

○「敬神之説」前号の続き（三一）深川照阿 第四輯（明治十四年二月）

活本。口語体。深川照阿の前号の続きである。「の」と「之」の相違はあるがこだわっていない。人は帰幽すれば土に帰るが魂には善惡があるため日常日頃の善心への心掛けが肝心だと説く内容となっている。

なお、本誌の翻刻掲載に際しては、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。

【追記】

三条教則（教憲）に関する衍義書については、第一回から第二十四回まで単行本のみを翻刻掲載してきたので衍義内容は必然的に三か条全般にわたるのが通常で、かつ一冊もしくは数冊で読み切りであつて、何も問題は無かつた。しかし、雑誌掲載の三条教則衍義となると少々事情を異にする。すなわち、雑誌の故に必然的に一人の分量が制約されてしまうとなると、三か条全般ではなく、たとえば「敬神」「愛国」「人道」など個別の箇条を題名としたり、さらに連載形式などが登場せざるを得ない事情が生じてくる。もちろん、「敬神」「愛国」「人道」などの個別の箇条項目は何も三条教則だけの固有の項目ではなく、これに先立つ『神教要旨』が明示する「敬神」、あるいは後の『神教綱領』（内容項目は敬事天神・愛念国土・順人倫之道）などの衍義であり、または「愛国」項目についても、これは『十一兼題』中の「愛国」項目を想定したとも充分考えられ、したがつて三条教則としての衍義には当たらないのではないか、といふ厳密な見方もでき、これも違つてゐるとは必ずしも言えない。事実その一例として『本教講録』第八輯には「愛國の説」（香取義雄）といふ一文があるが、これは冒頭に「無不在愛國保民之意」とあつて明らかに『神教綱領』中の「愛念国土」項目の解説漢文であるので、『神教綱領』を意識し念頭に置いた「愛国」項目の衍義だと判断して、

翻刻掲載からはずし収載しなかつたものもある。

しかし、翻つて教義のあるいは思想史的視座から言えば、「神教要旨」「三条教則」「神教綱領」の三つは明治初年の大教宣布運動の基本理念として連続性・一貫性があり、要は三条教則の個別箇条の説明と同一であるとする広義的解釈も可能ではある。加えて、これらの雑誌そのものが、専門である神道学の領域でも従来あまり研究材料として使用された形跡がないことから、今後の更なる研究進展のための紹介的意味を含めて、敢えて広義に解釈し、三条教則衍義書翻刻の最終二回にわたつて「雑誌の部」として管見に入つたものだけを収載した。この意を御海容願いたい。

なお、明治維新後の国民一般へ明示した最初の倫理原則である「三条教則」の解説の役割をもつ衍義書については「三条教則関係資料」として全二十六回（平成七年～同十七年の十一年間）の長さにわたつて連載翻刻してきた。もちろん、これですべてとは言えないが、大方重要なものは剖劂に付したつもりである。遗漏分については今後諸賢の御教示を俟つこととして、これをもつて「三条教則関係資料」の資料翻刻を畢了する。

(三宅)

凡例

凡例については、前号にしたがつた。

資料

「三条弁疑」島地黙雷（『報四叢談』第八号付録 明治八年二月）

緒言

三条弁疑真俗釣鎖ト題セル二冊子ハ縮堂島地先生ノ講述セシヲ門生ノ筆録スル所ニシテ、固リ大方ニ公視スベキニ非ズト雖モ、其弁論頗ル明晰ニシテ、世道ノ蘊ヲ發揮スル者多キニ居スルトキハ、之ヲ只門下ノ私藏ニ付スルヲ惜ム。矧ヤ近頃世ノ教ヲ論ズル多クハ膚淺ニシテ、未ダ升堂入室ノ確説アルヲ見ズ。此書ヤ解疑簡濫ノ為メニスルニ出テ、固リ其蘊ヲ尽スニ至ラザルモ、或ハ教門旨帰ノ一斑ヲ知ルニ庶幾カラン。因テ之ヲ請フテ第八号付録トス。

編者 識

予囊ニ二三子ノ請ニ因テ十七論題ノ講弁ヲ為セリ。頃日又教則三条ヲ講ゼンコトヲ請フ。予固辭スレドモ可カズシテ曰ク、今ノ三条タル教職ノ通軌ナリ。而シテ宗徒ノ之ヲ奉ズル其宗教ト抵牾スル所アルヤナキヤニ惑フ者多シ。師若シ之ヲ弁ゼズンバ孺子ノ井ニ入ルヲ奈ンセン。於是乎予諾シテ曰ク、子等ガ請フ所亦辭スベカラズ、請フ幸ニ其方嚮ニ惑フ所ノ者ヲ弁ゼン。其明了疑フベキニ路ナキ者ハ何ゾ必シモ予ガ嘆弁ヲ煩ハサン。大凡ソ三条中第三奉戴皇上遵守朝旨ト云者ニ至テハ国人一般ノ通務ニシテ、是殊ニ本邦而已ニ局ラズ万国通同ノ常制ナリ。凡ソ何ノ國ヲ云ハズ下民ハ自ラ護ルニ力ナク渾テ保護ヲ官ニ托ス。官其依頼ヲ受ケテ公同保護ノ政ヲ施ク。君也者則チ官ノ上首ニシテ政權ヲ掌握スル保護ノ主宰タリ。何ノ國カ国王ヲ尊バズ、政令ニ遵ハザル者アランヤ。若シ君主ヲ輕蔑シ政令ニ背ク者アルトキハ、事ノ輕重大小ニ依テ必ズ之ヲ罰セザルヲ得ズ、否ナルトキハ大權地ニ墜チ政令復タ施スベカラズ。政令施スベカラズシテ人々自ラ私セバ、則チ是亂賊ノ巣窟ナリ。奚ゾ上下安寧ヲ享ルコトヲ得ン。故ニ人民ハ政府ノ約束ヲ守テ義務ヲ尽シ、

島地黙雷先生講述 門人其等筆記

三条弁疑

政府ハ其約束ヲ践デ人民ヲ保護スル、之ヲ上下和同ノ治國ト云。然ルニ此上下ノ約束ニ數種アリ。之ヲ大別スルトキハ、或ハ人民議政ノ一分ニ加ハルコトヲ約セシ者アリ。或ハ議政ノ全分ヲ官ニ委シテ人民ハ唯ミ服膺センコトヲ約セシ者アリ。又其儼然約束ヲ立ル者ト慣習自ラ默許スル者トノ不同アリト雖モ、其上下分ヲ定メ君民位ヲ異ニスルニ至テハ、上ノ下ヲ愛護シ下ノ上ニ承順スル、即チ是上下ノ義務ニシテ、亦各々其所ヲ得タル者ナリ。只上ノ威力ニ富ム、自ラ民ヲ左右スルニ余リ有テ下ノ權力ニ乏キ固リ官ヲ上下スルニ足ラズ。若シ其有力ヲ恃ミテ無力ヲ厭制シ、其施行スル所理ニ戾リ事ニ逆ヒ、情ヲ問ハズ実ヲ顧ミザル者アルトキハ民ノ倚頼ヲ失フテ塗炭ニ陥ル、自ラ承順ニ堪ザルニ至ル。是怨府恨叢ノ名ヲ來ス所以ニシテ、國家禍乱ノ生ズル多クハ是ニ之レ由ル。ア、人誰カ禍乱ヲ好ミ平安ヲ悪ム者アランヤ。苟モ禍乱ヲ惡ミ平安ヲ好マバ、上ノ下ヲ治ムル法ヲ明カニシ、令ヲ正フスベキハ論ナク、下ノ上ニ事ルモ亦忠順愛敬以テ法令ヲ履践スベシ。若シ其政令公正ナラズンバ、之ヲ諫争シ之ヲ匡救シ以テ公正ニ至ラシムベシ。若シ我諫匡ノ

力ヲ尽サズ、艴然勃然不平ヲ唱言シ党類ヲ嘯聚シテ禍乱ヲ煽興スル如キハ、啻ミニ尊上遵政ノ意ナキノミナラズ、非ヲ正サント欲シテ我レ自ラ非ニ入り、害ヲ救ハント欲シテ翻テ害ヲ施ス者ナリ。且其自ラ尽スニ力ナクシテ妄リニ群力ヲ仮テ要スルニ至テハ、其氣力ノ微弱ナル心術ノ姦曲ナル、奚ソ志士ノ為ス所トセンヤ。殊ニ本邦皇室ノ如キハ天壤無窮ノ遺勅ニ基シテ、連綿繼續宇内無比ノ皇統ナルトキハ威徳ノ貴キ親愛ノ渥キ、亦宇内無比ト云ハザルヲ得ズ。既ニ然レバ之ガ臣民タル者其威徳ヲ仰ギ親愛ヲ特ミ忠順奉事、以テ愛護ヲ無窮ニ尽スベキナリ。況ヤ方今明聖臨御賢良路ニ当リ、政令公正億兆ヲ子視シ衆庶ノ言門ヲ開キ、賢才ノ進路ヲ通ジタマフニ至テハ、何ゾ言ヲ惜シテ尽クサダランヤ。何ゾ能ヲ秘シテ奉ヘザランヤ。夫奉戴ト云ヒ遵守ト云者、徒ラニ拝奉伏戴ヲ云ニハ非ズ、僕違諛守ヲ云ニハ非ズ、要政旨ノ所在ヲ体認シテ眷々服膺協力愛護シ、国威ヲ万邦ニ光輝セシメテ君徳一点ノ汚辱ナキニ至ラシムルニ在リ。仲尼云ハズヤ、理ニ違フコトナキヲ以テ孝トスト。又曾子ガ子父ノ命ニ順フヲ以テ孝トセんカトノ間ニ答ヘテ、是何ノ謂ゾヤ、

言ノ通ゼザルコトト慨歎セル者忠孝一貫、唯モ理是遵フベキニ在ルヲ知ルニ足レリ。然リ而シテ争臣争子君父ヲ匡救スルヲ忠孝トスルトキハ愈々知ル、奉戴遵守ノ誠心アル者ハ腹心ヲ吐露シテ忠愛ヲ獻ズベシ。若シ面従腹誹シテ靖献ヲ遺スル、者ハ其君ヲ見ルコト不仁無愛、終ニ匡救スベカラズト棄ルニ同ジ、何ノ敬愛力之レアランヤ。之ヲ不忠ノ大ナル者ト云ナリ。凡ソ下民ノ上ヲ尊ビ政ニ遵フベキ皓々明々弁ヲ待ザレバ、今ハ只疑ハシキ者ヲ弁ゼン。

○敬神爱国

神トハ不可測ノ境ヲ尊称スルノ名ナリ。此不測ノ境ニ於テ実体有形ノ指令主宰スル者アリト想像スルトキハ、有神トナリ此不測ノ境、別ニ実体有形ノ主宰アルニ非ズ。只自然不測ノ理ナルベシト想像スルトキハ無神トナル。而シテ此無神ノ説ヲ立ル者ヲ実理学者ト称ス。他ハ皆神ヲ立ルヲ軌トス。立神家ノ中、大ニ分テ二トス。一二ハ宇宙間水火草木風雨日月等ノ万物皆尽々ク思議スベカラザレバ、皆悉ク神ナリトスル者ハ衆神家ナリ。又宇宙間

万物アリト雖モ、皆一軌轍ニ出デ、物理異ナルコトナキトキハ、是一神ノ所作ナルベシトスル者ハ單神家ナリ。衆神ニ亦国種々ノ神ヲ立ツ想像異同アリ。所謂古ノ希臘羅馬埃及及ビ印度支那日本其他未聞ノ諸国概不然リ。単神ニ亦種類アリ。所謂猶太耶蘇回々及ビ婆羅門教中ノ一種是ナリ。皆天地創造ヨリ一切万物ヲ造作スルノ主トス。要スルニ之ヲ一力ニテ合造スルト衆力ニテ分造スルトノ差別アリテ衆神单神ノ別ヲナセリ。然ルニ本邦諸神ノ如キハ造物ノ説ト大ニ異リテ、總ジテ人ノ魂ヲ祭祀シテ之ヲ神ト為ス者ニテ、人王已下ハ言ヲ待タズ、神代卷ニ舉ル所ト雖モ、要スルニ皆我輩ノ祖先ニシテ其為所行フ所、父子君臣夫婦等ノ事、一毛我輩ト殊ナルコトナシ。其間今日驚怪スベキニ似タルコトアリト雖モ、是通ジテ古史ノ体裁ニシテ、各国スベテ上古ノ記ニハ女媧補天_{支那}大卵化成_{印度}等ノ事アリ。皆通常人事ノ迹ヲ秘シテ覆フニ神奇意外ノ説ヲ以テス。蓋シ記者好奇ノ鑿說ニ出ルカ或ハ草昧ノ伝説ヲ愚信スルニ依ルカ、未ダ深ク怪ムニ足ラザル者ナリ。新井君美曰ク、神トハ人ナリ、邦俗尊ブ所ノ人ヲ称シテ神ト云ト説キ得テ余蘊ナシト云ベシ。

然レバ邦人ノ事ル神ハ皆我ガ祖先ニ事ル所ニシテ、他教ノ如ク幽界冥趣ヲ説キ教ル者ニ非ズ。產出鎔造等ノ文字有ルモ皆草莢ヲ開拓シ邦国ヲ建立セシノ功業ヲ云耳。神代卷ニ貌如_{アヂ}「葦芽」化成スト云シハ、是國常立尊ノ通常蒼生ニ傑出スルコト、尚ホ一葦ノ蒙葺ヨリ逸出スルガ如シト云ノミ。又古事記ノ序ニ、三神作_ル「造化之首」ト云モ、下ノ二靈為「群品之祖」ニ對シテ共ニ乾坤初分ト陰陽斯開トノ二句ヲ冠リタレバ、天地開ケシ後此三神ガ最初ニ出現セリト云文ニテ、決シテ天地世界ヲ造出セシト云意ニ非ルコト断乎トシテ明カナリ。サレバ書記顯宗ノ巻ニ高皇產靈尊天地ヲ鎔造スト云ヘルモ天地ノ化育ヲ贊クルヲ云、高皇產靈尊ハ現ニ榜幡千々姫ト云ヘル女ヲ產ミテ忍穂耳尊ノ后トナシタマヘバ、即チ是父子ノ倫アリ。其人タルモ亦知ヌベシ。蓋シ三神ヲ殊ニ称スルハ即チ殊ニ外戚ノ威權アルヲ以テナラン。夫其國ニ在テ其國法ニ順フハ国人一般ノ通務ナリ。本邦殊ニ皇室ヲ重ンズルヲ國風トス。理自ラ皇室ノ祖宗ヲ敬事スル勿論ナリト雖モ、若シ此際ニ於テ一宗教ノ貌ヲナサシムルニ至テハ、又簡バザルベカラザル者アリ。如何トナレバ、宗教ハ尚ホ女ニ

一夫アルガ如ク、其ニヲ並ブベキ者ニ非ズ、安心立命死生ヲ委不、心身ヲ托スル所、二物有テ可ナランヤ。故ニレバ本邦ノ神ハ吾ガ祖先ニシテ、之ニ事ルコト尚ホ今ノ君父ニ事ルノ思ヲ以テセヨト云ハゞ、必シモ現今諸宗ニ妨ゲナシト雖モ、近世一種三神ヲ以テ造物主ニ擬シ、別ニ一宗教ヲ立ントスルガ如キニ至テハ、一ヲ信ズル者ハ三ヲ信ゼズ、因縁生ヲ信ズル者ハ造化ヲ信ゼズ、何ニ依テカ神仏二宗ヲ並信スルヲ得ンヤ。抑敬神ハ各教ノ体ナリ、何ノ教カコレナキ者アランヤ。仏教因縁生ヲ説テ造物主ヲ立テズ、造物ノ説ニ於テハ一多共ニ廢ス。若シ然ラバ主宰保護、人間ニ超ル者無キヤト云ニ、然ラズ、無始ノ仏アリ、始成ノ仏アリ。皆不測ノ尊体ナレバ、之ヲ神ト云ハザルヲ得ズ。神ニシテ之ヲ神ト云ハズ、殊ニ仏陀ト称スル者ハ印度ニテハ婆羅門教ノ諸神ニ簡ビ、本邦ニテハ國初祖先ノ諸神ニ簡ブガ故ナリ。仏陀トハ覺者ヲ義トス。即チ一切ノ事理ニ於テ通曉明了ナルノ義ナリ。是尊特ノ自称ニ係ル、若シ吾輩ヨリ之ヲ見ルトキハ、其境界威徳敢テ思議スペキ所ニ非ズ。之ヲ不可思議ノ体ト

云トキハ即是神ナリ。故ニ威神功徳不可思議ト云ヒ、或ハ神力自在不可測量等トノタマフ。之ヲ奚ゾ神ト謂ハザルヲ得ンヤ。然レバ元來敬神ト云ハ、我ガ奉ズル所ノ宗教所尊ノ靈体ニ帰敬スルヲ以テ当然トス。然ルニ、当今官ヨリ敬神愛國等ト掲出セシ者ハ各宗所奉ノ仏菩薩ヲ指スニ非ズ、全ク我国固有ノ祖先ノ諸神ヲ云ノミ。其意ニ曰ク、宗旨ハ各ミ汝ガ好ム所ニ從テ、以テ安心立命シテ可ナリ。只我国ニ在テ我祖宗ノ神ヲ輕蔑スル、是皇室ヲ尊戴セザルニ同ジ、国人宜ク祖宗ヲ尊重シテ敢テ不敬ノ事ナカルベシト。蓋シ宗教區別一準ナラズ、或ハ我ガ祖宗ト雖モ之ヲ敬崇セズ、即チ彼外教徒ノ如キ、祖宗ヲ敬セズシテ之ヲ毀斥スルガ故ニ、此預防アルガ為ニ、殊ニ此制ヲ設ケタマフ。此制ヲ設クルノ意、實ニ皇統無窮ノ國体ヲ維持センガ為メナリ。今ノ皇室ヲ重ンズル者ハ皇室ノ基ク所、即チ祖先ノ神ヲ敬スベシトスル、亦必シモ理ナキニ非ズ。然リト雖モ、天御中主尊等ノ三神ヲ以テ之ヲ造物主ノ位ニ置クトキハ是教法所基ノ神ニシテ、即チ祖先ノ位ニ非ズ、造物者ヲ立ツルコトハ仏教ノ所破ニシテ佛者固リ之ヲ用ヒザル者ナリ。請フ、幸ニ神ノ一字

ヲ以テ造ト不造トノ得失ヲ弁ゼン。神ハ不測ニ名ク、或ハ幽界ノ主ヲ呼ビ、或ハ人ノ靈魂ノ名トス。皆不測ノ義ヲ失ハズ。故ニ吾輩此靈魂ヲ称シテ精神ト云ヒ魂神ト云。而シテ其人死シテ其魂去ル、之ヲ祭祀シテ鬼神トス。山川ニ神アリト云モ山川ノ生氣アルヲ云。天地ニ神アリト云モ天地ノ活動ヲ云。其理一身ノ活動全ク一靈魂ノ働くニ從フニ似タリ。手ヲ動カシ足ヲ運ブ、耳ニ聞キ目ニ見ル一切ノ事、只一ノ魂神ノ為ニ使役セラレテ、以テ四肢百骸動作運為ノ用ヲナス。然レバ四肢百骸ハ使用セラレ、者ニシテ、之ヲ使用スル者ハ靈魂ノ神ナリ。若シ此趣ヲ味ヒテ体会セバ、世間及ビ幽界ノ不測ナルモ、皆推シテ一班ヲ窺フコトヲ得ベシ。試ニ見ヨ、我ガ靈魂ハ一身ノ主宰ナリ。然レバ四肢百骸ハ魂ノ所造ト云ハンカ、万物ニ造物主アリト云ハゞ、一身ノ主宰タル魂ハ一身ヲ造ルトセザレバ主宰ノ例ヲ成サズ、身心主伴別アルコトハ許スベシト雖モ其成出スル者ハ同時ナリ。奚ゾ此間ニ於テ能造所造ヲ分ツベケンヤ。又之ヲ現今世界ノ事ニ例スルニ、君主ハ万民ヲ主宰シ万民ハ君主ニ統治セラル、ト雖モ、君主固リ万民ヲ造ルニハ非ズ。万民ハ自ラ万民

ノ祖アリ、君主ハ自ラ君主ノ祖アリ、只君民上下ノ別アル、下ナル者ハ治メラレ、上ナル者ハ治ムルヲ常トス。而シテ上ノ下ヲ治ムルヤ、私ヲ以テ治メズ、天地自然ノ理ヲ以テ治ム。所謂治道ハ即チ人道ナリ。人道ハ即チ天理ニ従フ。之ヲ罰スルモ天理ナリ、之ヲ賞スルモ天理ナリ。因果応報ノ顯然タル現今、人界に於テ瞭カナリ。

之ヲ幽界冥趣ニ及スモ亦同ジ。ア、無辺ノ世界無辺ノ衆生十方三世ニ亘ツテ如何ナル国アルヤ。如何ナル人アルヤ、吾輩智眼閉塞ノ者固リ之ヲ知ルコトヲ得ズ。猶ホ小虫ノ人腹ノ中ニ在テ吾ガ居ル所ハ人ノ胎中ナルヲ知ラズ吾ガ国トスル処、即チ一大人間ト云ヘル天地ニシテ、如レ此者幾百万アリト云コトハ知リ得ザルト同ジ（袁中郎ノ廣莊ヲ見ルベシ）。然レバ十方微塵ノ世界アルトキハ、之ヲ統御スルノ主尊アルコト理自ラ明カナリ。而シテ此主尊十方世界ヲ統御スレドモ、決シテ之ヲ造作スル者ニ非ザルコトモ亦自ラ推知スベシ。

問曰ク、本邦所謂諸神ハ吾輩祖先ノ靈ヲ祭レル者ノミニテ、世界造作ノ主ナキ粗ミ其理証ヲ聞ク、敢テ問フ、特リ本邦今日一種ノ神道者ノミナラズ各国ノ教概不皆造

物主ヲ立ツ、是等ハ皆非ナル者歟。答曰ク、凡ソ世ニ所謂教ナル者ハ只人心ヲ善良ニスルヲ要トス。其実理ノ如キハ之ヲ知ルベカラザル者ニ委ス。故ニ神教家巧ニ理ヲ窮メ証ヲ求ルモ、其極ハ皆神ノ作ス所、測量スベカラズト云ヲ以テ終リトス。蓋シ人ノ想像スル所、吾ガ所見ノ及バザル者ヲ目シテ皆神ト称スルハ邃古草昧ノ常例ナリ。故ニ神古ニ多クシテ後世ニ少シ。蓋シ渾然トシテ流レテ尽キズ、其何ノ所以タルヲ知ラザレバ水則チ神ナリ。巍然トシテ聳テ動カズ、亦其何ノ所以タルヲ知ラザレバ山モ則チ神ナリ。炎然トシテ燃ユレバ、則チ原ヲ燎々火モ亦神ナリ。轟然トシテ光テ空ニ轟々雷モ亦神ナリ。如レ此物皆思想ニ超ル者、悉ク名ケテ神トスルハ草昧未開ノ時ノ通情ナリ。文化漸ク明ニシテ山ノ聳ルハ此ノ如キ所以ナリ。水ノ流ル、ハ此ノ如キ所以ナリ。火ノ燃ル雷ノ轟々、皆爾々ノ理アル者ナリト。理ヲ究メ物ヲ審ニスルノ時ニ至テハ神自ラ日々ニ減シテ、遂ニ歐州文明ノ諸國造物ノ一神ヲ存スルニ至テ止ム。然レドモ、是亦開国ノ歴史神語ニ出ルノ真伝ナリト尊崇スルガ為メニ今ニ至テ之ヲ適用スルノミ。実理学者ハ固リ之ヲ取ラズ、万物皆

自然ニ成ズル者トス。而シテ其自然ニ成ズル所以ハ一体不易ノ理ニ隨フノミ。此理ヲ指シテ神教家ハ有為ノ神造トシ、実理家ハ無為ノ妙用トス。無為ニシテ而カモ猶ホ為スアル者ノ如シ。或ハ其想像ノ表ニ出ル所ヲ目シテ神ト称スルヲ妨ゲズト雖モ、只是其理ノ微妙不測ヲ嘆ズル耳。必シモ言動思慮人ニ相類スル者アリテ、之ヲ令スル者トスルニハ非ズ。此ヲ無為ノ神理ト云神教家謂フ所ノ神トハ同ジカラザルナリ。總テ学ハ智識ヲ發明スルヲ要トルガ故ニ古人ノ書ト雖モ必シモ則トセズ、只理ニ契フヲ以テ真トス。教法家ハ之ニ反シテ古賢先聖ノ遺書ヲ以テ則トシテ、專ラ之ニ背カザルコトヲ要ス。故ニ今日造物者ヲ立ル者ハ今日ノ教家ノ私創ニ非ズ、昔時伝來ノ說ヲ遵守スルノミ。而シテ昔時之ヲ立ル、實二人智昏蒙、毫毛実理ノ何物タルヲ知ザルガ故ナリ。此時ニ当ツテ此說ヲ立ル、啻ニ害ナキ耳ニ非ズ。謂ツベシ適時ノ教法ナリト。而シテ其說ヲ為スモ或ハ神ヲ仮テ民ヲ治メシ者アリ。或ハ中心之ヲ信ゼシヨリ説シ者アリ。或ハ只世界ノ初ヲ想像シテ歴史ノ端ヲナス者アリ。其意一定セズト雖モ、要スルニ皆救世ノ仁慈ヲ懷キ、以テ其人民ヲ教シ者

ナリ。已ニ當時ニシテ仁智衆人ニ勝ル、トキハ、之ヲシテ文明ノ今日ニ在ラシメバ、焉ゾ荒唐渺茫彼諸教伝ノ弊キ説ヲナサンヤ。只釈尊獨リ之ニ異ニシテ印度古教ノ弊ヲ正シ、人ノ迷情ヲ去リ、大智見ヲ開カシメンコトヲ主トス。故ニ思惟多年勤苦之ヲ求メテ遂ニ自ラ実理ヲ証顯シ、以テ其自証ヲ開示シタマフ。故ニ其説他ノ諸教ト迷悟氷炭ノ異ニテ、他ハ皆之ヲ古史ニ委ネ、敢テ其実理如何ヲ索メズ、釈尊ハ古史ニ言フ所ヲ論破シ、以テ実理ノ究極ヲ開顯シタマフ。其教用今日一世上ニ於テハ諸教ト同キコトアルモ、其実理ニ契フト契ハザルト其來世ノ得果如何ヲ以テ論ズルトキハ殊ニ大ナル不同ヲナセリ。(マ)去レバ教用人心ヲ正シ、人行ヲ善良ナラ令ル所ニ於テハ、俄ニ得失ヲ論ズベキニ非ズ。其所期ノ果報ト所依ノ理体トヲ以テスルトキハ、吾ガ眞実至理ノ仏教ヲ除クノ外ハ、一切皆非トセザルヲ得ズ。

○問曰ク、然ラバ造化ノ説、実理ニ背クノ証ヲ聞カン。答曰ク、上ニ靈魂ヲ以テ一身ノ主宰トスレドモ、魂神自ラ人体ヲ造ラザルノ説ヲ略弁ス。彼ヲ詳ニセバ、更ニ弁ヲ勞セズシテ可ナリ。然レドモ今更ニニヲ云ハゞ、神

元ト何ノ為ニ人物一切ノ物ヲ造作スルヤ。凡ソ物ヲ造ルヤ、必ズ為ニスル所ナキ者アラズ。穀ヲ作ル者ハ口腹ヲ養ハンガ為メナリ。絹綿ヲ作ル者ハ身体ヲ煖ミメンガ為メナリ。家ヲ造リ器ヲ造ル、各々為ニスル所アリ。今神空々無物中ニ於テ万物ヲ造作ス。知ル何ノ為ゾヤ。或云神力ノ妙用ヲ顯ンガ為メナリト。果シテ然ラバ所謂妙用ハ何ノ為メニ顯シ、誰ガ為メニ示スゾ。凡ソ人物未有ノ先キ大虚只神ノミナルトキハ、吾用ヲ顯シテ之ヲ示スベキノ対待ダニナシ。況ヤ亦世界唯ミ神ノミナルトキハ、之ヲ称シテ何トカ云ハシ。神ハ不測ノ義ニシテ人ヨリ尊称スルノ名ナリ。人物未ダアラズンバ何ヨリ目シテ神ト称スルヤ。而シテ大虚只ミ一神ナラバ、全ク是一理ノミ、此一理ノ外豈ニ別ニ神アランヤ。二ニハ神苦シ物ヲ造ラバ、何ゾ善惡ノ二類ヲ作り、以テ賞罰ノ勞ヲナスヤ。神ノ自在直ク均ク之ヲ作り、均ク永樂ヲ受ケシムベシ。堯舜無為ヲ尊ビ、仲尼無獄ヲ願フ人ニシテ、猶且然リ況ヤ神ニ於テオヤ。然ルニ自在ノ真神ニシテ人ヲ造ル善良ナラシムルコト能ハズ、賞罰褒貶以テ僅ニ其心ヲ慎マシメントス。何ゾ煩勞ノ甚キヤ。而シテ是尙ホ隨意ニ

人ヲ戒慎セシムルコト能ハズ、空ク永苦ノ獄ニ陷ラシム。神何ゾ独リ之ヲ憐マザルヤ。說者之ヲ曲会「解」シテ曰ク、父母子ヲ愛スレドモ其子ノ自ラ惡ニ陥ル如キハ如何トモスル能ハザルガ如シト。嗚呼是何ノ謂ゾヤ。父母ハ縊カニ其子ノ身体ヲ生ムモ、自ラ其子ヲシテ男女ヲ意ノ如クナラ令ル能ハズ。其心ノ智愚其貌ノ好醜、亦皆我方ニ任ズルヲ得ズ。他ナシ、父母慈愛アリト雖モ、只其力自在ナラザルガ故ナリ。故ニ其之ヲ生ム、已ニ自在ナラズ、之ヲ勸諫スルモ亦自在ヲ得ザルナリ。豈之ヲ以テ万類ヲ造作スル自在ノ神ニ譬ルヲ得ンヤ。神若シ人ノ親ノ如ク自在ヲ得ズンバ神亦神ニ非ズ、即チ人ト同キノミ。三ニハ神何ゾ上古ノ世ヲ野蛮ニシテ、後世ニ至テ始メテ文明ナラシムルヤ。若シ人物皆神ノ造作ニ係ルトキハ之ニ反シテ神ニ親キ、上古ハ文明ニシテ、後世益ミ野蛮ニ下ルベキヲ、翻テ表裏反対スル者ハ人ノ人タル所以、神力ニ非ズシテ全ク人力ニ依ルヲ知ル。今日ノ事既二人ナレバ、其古モ亦人力ナラザルヲ得ズ。四ニハ神世界ニ遍ネシト云トキハ世界万物ト亦全ク同ジ。凡ソ世界ノ横堅ニ辺際ナキハ言ヲ俟タズ、其間恒星遊星ハ我ガ太陽地球

ト同キ者ニテ、其幾千万星アルヲ知ルベカラズ。親ク眼見スル者猶然リ。況ヤ其愈々遠クシテ見ルベカラザル者幾許アルヲ知ラザルオヤ、宜_{ナル}矣哉。仏説ヒテ恒河沙數ノ世界ト云ヒ、或ハ十方微塵世界ト云者謳ズト云ベシ。

如_レ此無量無辺ナルハ啻二人智ノ及バザル耳ニ非ズ、本來法爾トシテ無辺無涯ノ世界ナルトキハ、誰カ之ヲ造ルベキ者アランヤ。凡ソ辺畔アル者ハ、仮令何ホド宏大ナルモ、之ニ超乗スル者アルトキハ之ヲ造作スルコトヲ得ベシト雖モ、苟モ無辺無際ノ物ニ於テハ之ヲ造作スルコトヲ得ズ。蓋シ造作ハ必ズ有辺ノ者ニ局ル無辺ノ者ニシテ、造作ニ亘ルト云コトハ理ニ於テ断々ナキコトナリ。

凡ソ人物国土ノ成ル者ハ物質ノ凝集ニ依ル。物質ノ世界ニ遍満セル空氣ノ外尚「エーテル」ノ如キ者アリ。然レバ物類氣類ノ無辺ナル、乃チ無辺世界ニ充满スト云ベシ。此物質氣類ハ本来自然ニ存スル者ニシテ、而シテ其性ノ相引ク亦物質ノ自然ナリ。其性ノ流通スルモ亦氣類ノ自然ナリ。豈之ヲ神造ト云ヲ得ンヤ。五ニハ神物ヲ造ル偏党アリ。嚴寒ノ地ヲ置キ酷熱ノ地ヲ造り、人物ヲシテ或ハ寒死或ハ焦斃セシム、何ノ所以ゾヤ。或ハ蛇蠍ヲ造テ

人ヲ吞噬セシメ、或ハ蚊虻ヲ造リテ人ヲ刺痛セシム。其他猛獸毒虫幾種アルヲ知ラズト雖モ、皆其土地ニ依テ値フ所ヲ異ニセシム。其他智識ノ明昧体質ノ好醜、又方域ニ依テ不同ヲナス等、豈之ヲ辺党ナラズト云ハンヤ。六ニハ神古ニ数々出現在シ、後世ニ至テ断トシテ其声形ヲ秘スルガ如キハ最モ怪ムベキノ甚キ者ナリ。凡ソ如_レ此ノ疑難雲起霧出、一モ之ヲ通ズルコトヲ得ザル者ハ蓋シ造物主家ノ通難ナリ。且彼両約書ノ荒唐不經学者、之方会通ニ苦ム者ハ弁ゼザルモ自ラ明ナリ。

○問曰ク、子既ニ造物主ヲ用ヒズ、万物自然ニ生ズト云。果シテ然ラバ、子ハ別ニ所尊ノ神ナシトスルカ。答曰ク、吁_ハ是何ノ謂ゾヤ、造物主ヲ立ズト雖モ統御ノ主ヲ立ルコトハ、先ニ既ニ弁ズル所ノ魂神ヲ以テ四肢百骸ノ主ト為スノ說ニ就テ知ルベキナリ。凡ソ人アレバ家族アリ、家族アレバ郷党アリ。而シテ一家アレバ一家ノ主アリ。一郷アレバ一郷ノ長アリ。數郷ノ集ル所ヲ郡トシ數郡ノ集ル所ヲ県トス。而シテ郡ニ郡宰アリ、県ニ県令アル、皆其徳ニ秀デタル者ヲ以テ其下ヲ統ブ。辺郷ノ野民ハ其小長ヲ見テ大君ヲ知ズト雖モ、苟モ事ヲ解スル者ハ此衆

県令ノ上、之ヲ統ルノ官省アリ。官省復タ卿輔アリテ各々之ヲ統べ、而シテ遂ニ之ヲ一手ニ統御シタマフ天皇陛下アルヲ知ル。此ハ是一國中ノ論ナリ。四海万国皆如此ニシテ國數多ナレバ、君主亦數多ナリ。人間世上復タ此上ヲ統ル者ヲ見ズト雖モ、理ヲ推シテ之ヲ究ムルニ、我輩見聞覺知ノ外、豈復タ之ヲ統ル者ナカラザランヤ。人間世上ノ主タル者ハ一國ノ君ナリ。其下ヲ統ルヤ私ヲ以テセズ、必ズ法性自然ノ理ニ從テ治ム。蓋シ惡ハ逆ナリ、善ハ順ナリ、善惡ノ別他ナシ。物ヲ傷害スルヲ惡ト云ヒ、物ヲ保祐スルヲ善ト云ノミ。而シテ保祐ハ通ジテ人ノ喜ブ所、傷害ハ通ジテ人ノ惡ム所ナリ。順ナル者ハ之ヲ喜ビ、逆ナル者ハ之ヲ惡ム。又人ノ通情ニシテ、本是法性自然ノ理也。故ニ逆ノ惡ハ之ヲ罰シ、順ノ善ハ之ヲ賞ス。即チ自然ノ法理ニシテ、然ラザルヲ得ザルノ所以ニ由ル。因果應報ナル者ハ最モ自然ノ妙符ニシテ、我レ逆ヲ以テ人ニ逆カ。此惡逆アルガ為メニ、他亦我レヲ罰スルニ必ズ惡ムベキ逆刑ヲ以テ報ユ。我レ順ヲ以テ人ノ喜ブ所ニ順フ。此順善アルガ為メニ、人亦我ガ喜ブ所ノ順賞ヲ以テ我ニ報ユルナリ。是法性自然ノ善惡順逆必

然ノ因果ニシテ、之ヲ天道ト云ヒ法性ト云。皆人ノ私造ニ非ルヲ云ナリ。夫人ニ長タル者ハ必人ニ勝ル、ノ徳ヲ持ス。何ヲカ人ニ勝ル、ノ要徳トスル。唯々知識ト仁愛トノ二ニアリ。一郷ニ長タルハ此智悲ノ二徳一郷ニ冠タル者ヲ以テス。人ノ之ヲ尊ブ、亦人ノ私ニ非ズ。天理自然三人ノ長タル者ナリ。県ノ令タリ國ノ君タル、亦理自ラ然リ。皆此智ト悲トノ二徳其民ニ秀ル者有テ、而シテ理ニ隨テ下ヲ治ム。之ヲ天職ヲ全フルノ明君ト云。然レドモ人ノ徳力限リアリ、人ノ年命数アリ。僅ニ其所管ノ民ニ及ブモ、遠ク万国ニ及ブコト能ハズ。僅ニ在世ニ及ブモ、長ク前後世ニ通ズルコトナシ。悲智ノ二徳豈ニ此ニ尽キタル者ト云ンヤ。抑々人ノ規トスル所、法性自然ノ天理ニ在テ四海万国君主異ナリト雖モ、其依ル所ノ公法ハ皆同ジ。所謂公法ハ理ヲ以テ体トス。此理ノ体タル何者ゾ、我輩眼ニ其色ヲ見ズ、耳ニ其声ヲ聞クコトヲ得ズト雖モ、三千年前已ニ明ニ其体有ルコトヲ指示シタマフ者ハ釈尊ニシテ、其体ヲ指示シテ阿弥陀ト名ケタマフ。阿弥陀ノ言タル無量寿ト訳シ無量光ト訳ス。無量寿ハ其体ノ堅ニ三世ヲ尽シテ涯リナキヲ示シ、無量光ハ

横二十方ヲ攝化シタマフノ化用限リナキヲ示ス。此化用ヲナス者ハ他ナシ。只是悲智ノ二徳ノミ。而シテ光明ハ智慧ノ相ナリ。又是大悲攝化ノ具ナリ。悲智共ニ無量ナレバ、事トシテシロシメサルコトナク、物トシテ憐ミタマハザルハナシ。此悲智無量ノ大用ヲ全具シタマフノ体即チ法界万法統御ノ主ニシテ、一切ノ事理皆此体ニ有シタマハザルナシ。而シテ無数ノ衆生無量ノ昇沈、皆此仏所有ノ理ニ隨フ。苦ム者ハ自ラ求メテ苦ム者ニシテ、他ヨリ之ヲ苦マシムルニ非ズ。樂ム者モ亦自ラ欣テ樂ム所ニシテ、他ヨリ之ヲ樂マシムルニ非ズ。蓋シ因果自然ノ感報、決シテ仏ノ私賞私罰ニ非ズ。賞罰仏ノ私ニ非ズト雖モ、法界ノ事又仏ノ管知ニ非ルハナシ。此管知アリテ此迷倒ヲ憐ム、亦本具自然ニ感發スル所利他ノ大悲、繇テ起ラザルコトヲ得ザル所以ナリ。而彼酬願度生ハ此至徳ヲ開顕スル者ノミ。豈別ニ始メテ興創スル者ナランヤ。既ニ之ヲ開顕ス、一身ヲ分テ二徳ニ配ス。智徳ヲ指テ法性法身トシ、悲徳ヲ指テ方便法身トス。一身アリト雖モ二仏アルニ非ズ、只是一仏全具ノ二徳ヲ分談スルノミ。之ヲ十劫久遠ト分チ、之ヲ実相為物ト分ツ。分ツト

雖モ其体一ナルガ故ニ、久遠ノ時ニモ悲智円満シ、十劫ノ時ニモ悲智全具ス。悲智相即シテ離レズト雖モ、而カモ分テ之ヲ二身ニ時トスル者、亦自利々他ノ徳ヲ別示スルノミ。其実ハ相即無礙本来全具ノ妙体、即チ三世十方ノ本師本仏タル所以也。

○問曰ク、何ノ意ヲ以テカ諸神ヲ敬センヤ。答曰ク、所謂諸神ヲ敬スト云ハ、宗門上ニ所謂我ガ現当ヲ利益シ、我ガ靈魂ヲ救濟スルノ神ヲ信敬スルノ謂ニ非ズ。凡ソ吾邦諸神ハ或ハ皇室歴代ノ祖宗、或ハ吾輩各自ノ祖先國家有功ノ名臣徳士ヲ祭リシ者ナリ。其人体ハ早ク土ニ帰スト雖モ其靈魂ハ不朽ニ存ス。其靈魂アル尚今日ノ人ト異ナルナシ。其形チハ數千載ノ古ニ朽ツ。其魂ヲ祭テ之ヲ尊ムハ既チ吾邦古昔ヨリノ通俗ナリ。之ヲ祭ルノ意他ナシ。祖先ノ恩徳ヲ思フテ忘レズ、功臣名士ノ徳業ヲ追薦シテ之ニ倣ハシコトヲ欲スルノミ。然レバ皇祖及ビ我ガ祖先ノ神ニ事ルハ、全ク吾ガ君父ニ事ルノ意ヲ以テ敬崇シ、他ノ諸神ヲ敬スルモ最モ其言行ヲ追踐スルノ意ヲ要ス。蓋シ君父ノ意、只其臣子ヲシテ人行ヲ正クシ、智識ヲ明カニシ、各自ノ義務ヲ全フセンコトヲ欲ス。忠ハ君

二詔フヲ云ニ非ズ。孝ハ親ニ阿ネルヲ云ニ非ズ。忠孝ノ
実、一二人道ヲ履践シ、人ノ人タル行ヲ誤ラザルニ在リ。
然バ則チ今ノ君父ノ欲スル所ハ遠ク祖先モ亦欲スル所ナ
リ。遠ク祖先ニ事ルノ実ハ、近ク今日ノ君父ニ事ルニ在
リ。近ク今日ニ事ルノ実他ナシ、人々吾ガ義務ヲ尽スニ
在リ。若シ我ガ義務ヲ尽サズシテ放蕩無賴ニ流レ、吾レ
能ク君父ニ忠孝スト曰フト雖モ、誰カ得テ之ヲ許サンヤ。
已ニ吾ガ義務ヲ尽サズ、而シテ君父ニ忠孝ナク、只鈴ヲ
鳴ラン手ヲ拍チ、我レ能ク祖宗ニ事フト云フト雖モ、祖
宗豈之ヲ享ケンヤ。若シ能ク之ヲ享ルト云ハゞ、是貧戾
無道ノ神、決シテ人タル者ノ事フベキ者ニ非ズ。凡ソ心
ハ本ニシテ形チハ末ナリ。今本ヲ捨て、末ノミヲ取り、
其心ヲ問ハズシテ只形チヲ認ムルハ人猶ホ之ヲ許サザル
所、況ヤ神ニ於テオヤ。然レバ祖宗ニ事ルノ実ハ、能ク
教ヲ守リ学ヲ励ミ、人ノ人タルニ恥ヂザル所アルヲ以テ
本トスルナリ。其社頭ニ詣デ幣帛ヲ捧グル如キハ只敬意
ノ外ニ發セシ者ニテ、抑ミ亦末ナリ。其本苟クモ正シク
ンバ末儀ニ至テハ古風ニ隨フモ隨ハザルモ強テ関係アル
コトナシ。況ヤ淫諛ヲ巧ニシ私福ヲ邀ルガ如キ、本来祖

宗功臣ヲ祭祀スルノ原意ニ反ス。何ノ神社ヲ問ハズ、其
祭典ノ起ル所以、其恩ニ報ヒ功ヲ賞スルノ外ナシ。遠ク
ハ楠氏和氣氏ヲ追祭シ、近クハ維新ノ王事ニ殉難セシ忠
魂ヲ招祭セルガ如キ、皆其功業ヲ不朽ニ表旌スルニ過ギ
ズ。而シテ愚民ノ別ニ妖災ヲ避ンガ為メニ狐狸ヲ祭リ、
奇驗ヲ邀ンガ為メニ冤亡枉死ノ怨鬼ヲ祀ルガ如キ、真ニ
是貪欲詔諱ノ淫祠、固リ神ヲ祭ルノ実ニ非ズ。而シテ
滔々タル天下誤テ之ヲ祭祀ノ実義トシ、或ハ祈禱或ハ配
札、渾テ祖宗及ビ功臣ヲ追薦スルノ本意ニ反セリ。弊モ
亦甚シ。噫々邦人ノ神ヲ瀆ガス、朝ニ甲神ニ媚ビ、夕ニ
乙神ニ詔フ、甲乙ニ請テ其驗シヨ見ザレバ忽チ抛テ丙丁
神ニ走ル。之ヲ求ル時ハ飢者ノ食ヲ貪ルガ如クシ、之ヲ
捨ル時ハ僕婢ヲ他ニ逐フガ如クス。或ハ社内数十歩間ヲ
往来シテ、以テ百千回參詣ノ代リニ当テ、或ハ疼痛ナキ
ノ髮ヲ剪リ、或ハ堪忍セラルベキノ禁物ヲ為ス等、我レ
自ラ己ヲ欺キ、又神人ヲ欺カントス。何ノ敬崇カ之アラ
ン。我が真宗ノ祖師深ク之ヲ歎ジ堅ク之ヲ戒メ、寿天禍
福皆業感ノ成ス所、何ゾ之ヲ他ニ求メンヤ。吾レ若シ欲
スル所アラバ宜ク之ヲ得ルノ務メヲ励ムベシ。病ヲ恐レ

バ平生ニ保護シ、富ヲ欲セバ日夜ニ勉強シ、百事己レニ求メテ之ヲ他ニ委セズ、自ラ力メテ、而シテ猶ホ得ルコト能ハズンバ、宜ク之ヲ宿業ノ所感ナリト安ンジ、天ヲモ怨ミズ人ヲモ尤メズ、自ラ聖人知命ノ域ニ契ヒ、安心立命百事ニ動搖セズ、只吾ガ分ヲ尽スベシト勧ム。此ヲ以テ之ヲ思ヘバ、真宗ノ教義公明正直神ヲナミセズ、人ヲ欺カズ、妙ニ敬神ノ極致ヲ得タリト云ベキナリ。

因ニ云、仏家古來神仏本迹ノ説アリ。真宗相承ノ遺訓中、亦此説アリ。蓋シ諸宗通途ノ説ニ依順シテ之ヲ述ベタマフノミニテ、決シテ真宗相承ノ私創ニハ非ズ。然ルニ方今、已ニ判然ニ属スルトキハ、先ノ本迹ノ説ト大ニ反対スル者ノ如シ。是ニ於テ乎、政令ヲ怪ム者アリ。教判ヲ疑フ者アリ。得失何レニ在ルカラ決シ得ザル者アリ。予ハモト此等分合ノ事ヲ意トセザレバ、必シモ之ヲ弁ズルコトヲ力ムルニハ非ズト雖モ、其方嚮ニ惑フ者アルガ為メニ、聊カ分合兩ツナガラ妨ゲザル所以ヲ弁ゼン。蓋シ本迹二門ノ説ハ伝教弘法二大師仏教ノ幽微ヲ探リ、仏意ノ所在ヲ顯シテ此巧説ヲ設ケタマフ所以ニシテ、此レ固ヨリ理体ヨリ談ズル所ノ義、決シテ事相上ニ於テ云ベキ

コトニ非ズ。後人此意ヲ誤リ、或ハ神ノ詫宣ト云ヒ、或ハ仏陀ノ示現ト云ヒ、神殿ノ奥ニ故ラニ本地堂ヲ設ケ、或ハ仏殿ノ式ヲ以テ之ニ從事セシガ如キ最モ本迹ノ旨ヲ昧マスト云ベシ。凡ソ神ニマレ仏ニマレ本迹ノ説ヲナスハ理事相望シテ之ヲ言フ者ニシテ、今神ヲ迹トシ仏ヲ本トスルハ法性法身ノ理体上ヨリ談スルコトナリ。蓋シ法身ノ理体ヨリ云トキハ法界悉ク仏ナラザル者ナシ。此法身理体ノ本ヨリ顯現セルノ迹ナル、故ニ之ヲ本迹ト云。彼楞伽經ニ、十方三世ノ諸仏菩薩法報應身及ビ変化身皆無量寿極樂界中ヨリ出ゾト云ヘル者ヲ理体上ヨリ之ヲ奪ツテ、苟クモ衆生ヲ愛護利益スル者ハ、皆此法性ヨリ出現シテ理智不二ノ智ヲ以テ法界ヲ照シ、之ニ相即スルノ大悲ノ化用トシテ取扱フガ本迹二門ナリ。此時ハ法界仏ナラザル者ナキガ故ニ、之ヨリ出ル者ハ神ニマレ仏ニマレ、皆迹門ト云ハザルヲ得ズ。若シ反対シテ世界ハ皆神ノ所領ト云トキハ、一切ノ物皆神ナラザルハナシ。而シテ應身釈迦ノ如キハ此神理ヨリ顯出セル者トナスガ如シ。理体ヲ仏ニ帰スレバ仏ヲ本トス。理体ヲ神ニ帰スレバ神ヲ本トス。理体元ト一ナルガ故ニ、其主トスル所ノ名ヲ

取テ、之ヲ本トスレバ他ハ皆末ニシテ伴トナラザルヲ得ズ。而シテ伴ハ事ナリ、主ハ理ナリ、何クニ往クトシテカ之ニ外ナランヤ。故ニ聖德皇子ハ本迹ヲ両様ニ論ジテ仏ノ迹神アリ。仏ノ本神アリトノタマフ。仏ノ迹神ナルトキハ仏ヲ本トシ神ヲ末トス。此仏ナル者ハ法身仏ニシテ、報應化等ノ仏ニハ非ズ。仏ノ本神ト云トキハ神ヲ本トシ仏ヲ末トス。此神也者今形迹示現ノ神ニハ非ズ。即チ神ノ理性ニシテ全ク仏ノ法身ト云ニ同ジ。而シテ之ニ対スル迹仏ト云ハ、応身釈迦ノ如キヲ指ス。奚ゾ理性智体ノ法身ヲ末トセンヤ。今仏者ハ仏理ヲ主トシ法身ヲ本トス。然レバ形迹ニ顯レタル者ハ啻ニ神ノミナラズ、応身釈迦ノ如キモ皆是垂迹ナリトス。然ルニ後世誤テ形迹ノ仏ヲ以テ本地トシ、刹ヘ別ニ本地堂ヲ造ルニ至ル、其弊仏ニ事ルノ儀ヲ以テ直チニ神ニ事ルノ儀トスルガ如キニ至テハ、終ニ他ヨリ誹謗シテ本邦諸神ヲ以テ印度ノ分支末族トスルノ謗リヲ受ク。然レドモ、此謗リハ最モ不当ノ誣難ニシテ、実ヲ知ラザルノ甚キヨリ起レリ。何トナレバ本迹ノ仏ナル者ハ法界遍滿ノ理体ニシテ、決シテ印度一国ノ神ヲ取ラズ、応身釈迦ノ如キヲ以テ邦神ノ本

地トセシコトハ古今絶テ云ハザル所ナリ。何ゾ邦神ヲ以テ胡神ノ分支末族トスルノ責アランヤ。且邦人ノ神ヲ立ル、我ガ一国ニ局テ之ヲ云ヘドモ、是レ邦人ハ我ガ祖先ヲ指シテ神ト云ガ故ニシテ、他ノ教ニ立ル所ノ靈妙不測ノ神ハ、固リ然ル者ニ非ズ。仏教ニマレ耶蘇ニマレ、皆天下普通ノ教トスレバ、決シテ方域ヲ限テ教ヲ立テズ。教既ニ然レバ、所尊ノ体モ亦普ク宇宙界ニ徧通スルノ神ナリ。何ノ國ノ神何ノ國ノ仏ト云コトアランヤ。世人ノ実ヲ知ラザル、只吾ガ祖先ヲ神トシ、我ガ國ヲ開創セシヲ神トシ、甚キハ神ハ只我ガ國ヲ産ミ、我ガ土ヲ造リタマフ耳ナレバ、只我ガ邦独リ神國ナド云、陋見ヲ以テ世界不通首尾不調ノ鑿說ヲ構ヘ、我ガ神ハ我ガ一國ノ人ノミ之ヲ奉ジテ他邦ノ人ニ奉ゼシムベカラザル所ヨリ、終ニ印度一國ノ神ノ如ク思ヘリ。誤ルモ亦甚シ。抑々本邦神ヲ祭ルハ自ラ古來ノ風式アリ。本迹ノ由ヲ以テ之ヲ混淆シ、変化身ヲ現ゼシ深旨ヲモ無ミシテ、直チニ仏トシテ仏式ヲ用ユ。果シテ然レバ變化ノ用何ノ勲シカアル。故ニ神仏判然ノ令アリシハ此混淆ヲ分正シテ、真ニ本迹ノ実ヲ明カニセシ者ト云ベシ。何トナレバ、本ヲ隠シテ

迹ヲ垂ル、所以ハ、隠スベキ故アツテ隠ス者ナリ。既ニ然レバ、能ク本門ヲ包藏シテ容易ニ人ニ顕ハサドルヲ迹門所現ノ義務トス。然ルニ後世妄リニ基本門ヲ顕露ニ發バキ示スハ、翻テ垂迹示現ノ本意ニ反スト云ベシ。然レドモ其実ヲ云ヘバ、宝章等ニ云々シタマフ如キノ深旨アルガ故ニ、必シモ本迹ノ説ヲ非トスルニ非ズ。其神意体達已熟ノ機ニ對シテハ最モ可ナリ。只之ヲ容易ニ顕談スベキ者ニ非ルヲ云ノミ。而シテ妄リニ之ヲ顕談露行ス、真ニ時弊ノ然ラシムル所、本ヲ失ヘリト云ベキナリ。是固リ一般ノ通失決シテ、我ガ相承ヲノミ咎ムベカラズ。宜ナル哉、平太郎ノ熊野ニ詣スル自ラ夢ムラク、神初メハ咎メ後チハ之ヲ敬ヒタマフト。初メ咎メタマフ者ハ形迹ニ現レシ示現ノ儀ヲ表ス。後チ尊ミタマフハ外ニ發セザル内証ノ密意、纔ニ已熟ノ機ニ向テ脱囊シタマフコトヲ示ス。是ハ此レ神ノ本意ニシテ、常人ノ見ルコトヲ得ル所ニ非ズ。隱顯適宜巧妙ヲ得タリト云ベシ。然ルニ顕ニ本地堂ヲ造リ、正ク仏式ヲ以テ事ル如キハ、何レカ顕何レカ隠、本迹ノ密意其功ヲ無シテ巧妙ノ手段徒設ニ属ス。豈之ヲ失意ノ甚キ者ト云ハザルヲ得ンヤ。方今既ニ

判然ニ属スルトキハ、其内心ニ敬崇スル所ハ本迹ノ意ヲ以テスルモ、他ヨリ之ヲ制スベキ所以ナケレバ防ゲナシト雖モ、若シ之ヲ顕露ニ称シ公然ニ行フハ、啻ニ政令ニ背クノミナラズ、併セテ隠顯ノ密意ヲ害スト云ベシ。此レ今ノ主論ニ非ズ、真ニ解疑ノ因弁トス。

愛國トハ、愛ハ寵愛又ハ愛惜ト熟シテ、寵愛トハ俗ニ云大事ニスルノ意ナリ。愛惜トハ惜ンデ人手ニ掛けサセヌ意ナリ。此ニ義別アルニ以テ、実ハ一義ニ帰ス。謂ク、寵愛スルガ故ニ之ヲ愛惜ス。愛惜スルガ故ニ寵愛ス。今我ガ国ヲ愛スルハ、猶ホ吾ガ所愛ノ重器ヲ愛護スルガ如ク、之ヲ傷ケズ、之ヲ奪ハレズ、以テ千万年ニ維持スベキヲ云ナリ。夫国也者人民ノ居住所ナリ。此土地アリテ此人民住スルコトヲ得ル。若シ只土地ノミニシテ、未ダ人ノ住居スル者ナキ時ハ、只之ヲ土地ト云テ、未ダ国ト名ケザルナリ。故ニ国ノ言ハ其中ノ人民同ジ言語風俗ヲ以同ジ法律約束ヲ用ヒ、同ジ政府ニ隨ヒ、以テ他國ト对立スル者ヲ云ナリ。故ニ国ヲ愛護セント欲セバ、宜ク人民相互ニ同ジ制度ヲ守リ、我ガ從フ所ノ政府ノ命ヲ奉ジテ、同ク権利義務ヲ全フシ、以テ他ノ凌辱ヲ受ケザルヲ、

之ヲ愛護ノ実アル者トス。邦人未ダ愛國ノ実ヲ知ラズ、既ニ己ヲ
同心協力相依テ、以テ此大日本帝国ヲ維持スペキノ義務
ヲ忘レ、只自分一己ノ生活ノミヲ志シ、終身期スル所、
只一身一家ノコトノミ國ヲ護スルノ務ハ只政府官人ノ分
上ニ在ルコトトノミ看作ス者多ク、政府官人モ同ク官府
ノ國ニシテ人民協有ノ國ト視作サズ、百事人民ニ諮詢セ
ズシテ專恣政ヲ行フ、是吾ガ國方今政府ト人民ト上下隔
絶スル所以ノ大本ナリ。若シ此ノ如クナラバ、租税賦役
ハ官ノ為ニシテ國ノ為メニ非ズ、法律制度モ官ノ為ス所
ニシテ人民ノ約束ニ非ズ。何事モ皆人民各自愛國ノ義務
ニ非ルコトニナリ、動モスレバ政令ヲ拒ミ、不服ヲ称フ
ル者蘇テ來ラザルコトヲ得ザルニ至ル。是國ト民トヲ差
別スルノ誤レルニ依レリ。苟クモ此見一タビ誤ルトキハ、
啻ニ愛國ノ誠心ナキ耳ナラズ、甚キハ我ガ一己ノ利益ヲ
謀ルガ為メニ全國ノ損害トナルコトヲモ顧ミズ、終ニハ
外人ト馴レ合ヒ、或ハ謀ヲ合シテ利ヲ私スルニ至ル。是
ヲ一家内ニ譬フレバ、猶ホ我ガ妻子眷属ヲ凍餓セシメテ、
而シテ己レ一人飽煖スルト一般ナリ。夫人心各自、己ヲ
厚フルハ人情ノ常ニシテ、必ズシモ之ヲ非スペキニ非

ズ。只國ハ是各自人民ノ共有ナリト体認セバ、既ニ己ヲ
厚フルノ情アリ。理愈々愛國ノ心ヲ熾ニセザルベケン
ヤ。凡ソ政府ハ人民各自愛國ノ情意ヲ暢達シ、各自愛國
ノ義務ヲ總轄スル為メニ立ツ者ニシテ、政府ノ為ル所ハ
全ク人民ニ代テ作ス者ナリ。民愚ニシテ未ダ自ラ弁ズル
コト能ハザレバ、政府ノ代テ務ル義務益々多ク、民智明
カニシテ已ニ自ラ弁ズルコト多キトキハ、政府ノ代リ務
ムル所自ラ減ス。是未開半開全開ノ國ニ依テ政体ノ自ラ
異ナル所以ナリ。仮令ヒ人民如何程自ラ弁ズルノ地位ニ
至ルモ、之ヲ總轄スルノ政府ナキ時ハ、衆力分裂シテ之
ヲ統一スルコトヲ得ズ。故ニ政府ハ人民愛國ノ義務ヲ總
轄スル所、君主ハ其政府ノ元首ニシテ、即チ人民ト体ヲ
同フシ、以テ各自ノ愛ヲ全フセシムル者ナリ。是ニ於テ
ヤ、上下和協初メテ愛護ノ力ヲ發達スルコトヲ得ル。猶
ホ人身ニ眼耳鼻舌手足等種々ノ別具アリト雖モ、其一体
ナルヲ以テ互ニ相愛護シテ、各々相傷ハザルヲ欲スルガ
如シ。均ク相愛スト雖モ、愛スル所ハ一身ト云全体ナリ。
未ダ唯ミ目ノ為メニ働く、耳ノ為メニ勞セザルガ如シ。
然リト雖モ人耳ナクンバ用ヲ達スル能ハズ、眼ナキトキ

ハ又吾ガ用ヲ欠ク。故ニ若シ耳目ニ疾病アルトキハ、周身ノ力ヲ集メテ之ヲ耳目ノ療治ニ用ユ。國家ヲ愛スルモ尙ホ此意ヲ以テシ、君ヲ元首トシ臣ヲ股肱トスト云ハ、古來ヨリ伝ル言ニテ、上下相依テ助クベキニ喻タリ。相依テ助クト雖モ手ハ手ノ用アリ、足ハ足ノ務メアリ。四肢百体各々其當務ノ官ヲ守ル、當務ヲ守ルハ即チ一身ヲ守ル所以ナリ。故ニ農ハ農ノ義務アリ、商ハ商ノ義務アリ。男女夫婦在官草莽各々我ガ當務ヲ尽クス者、合セテ以テ一國ノ身体ヲ愛護スルニ帰ス。然レバ人民ノ務ムル所要一國ヲ愛護スルニ在レバ、租税ヲ收メ徵兵ニ応ズル等、皆国人共同ノ義務ニシテ、而シテ此一身体ヲ愛護セザレバ、即チ各自ノ手足ヲ愛護セザルニ同ジ。例セバ身體若シ死セバ耳目手足独リ生活スルコトヲ得ザルガ如シ。故ニ事ナキトキハ平生尽ス所ノ義務、即チ愛國ノ當務ニシテ、若シ不幸ニシテ上ニ事アレバ、下民之ヲ救ハザルヲ得ズ。下ニ害アレバ上之ヲ除カザルヲ得ス。要スルニ、緩急安危心ヲ一二シ、互ニ相護ルヲ上下国人ノ義務トス。

彼仏国先年普魯士三敗ラル、其償金五「ミリヤル」

百千
万兩

ノ高額ナルモ、人民奮起シテ數年ナラズシテ之ヲ皆済セ

シハ、其國民ノ心、仏國ノ負債ハ即ハチ仏國人民ノ負債ナリ。人民ノ外別ニ國ナル者アルナキトキハ此外債アリテ、敵國ノ兵我ガ境ヲ去ラザルハ實ニ仏國人民ノ大恥辱ナリト体視スルヨリ、容易ニ此高額ノ金ヲ償却セリ。愛國ノ心切ナリト云ベシ。但其國ヲ以テ官ノ所有物ト視ズ、各自共有ノ物ト愛視スルガ故ニ此愛護ノ実ヲ顯ハセリ。

嗚呼本邦文化ノ未ダ進マザル、知識ノ未ダ明カナラザル、物産ノ未ダ盛ナラザル、富強ノ未ダ充ザル、毎事ニ外人ノ下ニ立チ侮リヲ受ケルモ亦少ナカラズ。苟モ愛國ノ志ヲ抱ク者、豈之ヲ坐視スルニ忍ビンヤ。然レバ彼ガ外侮ヲ除キ、我ヲシテ彼ノ上ニ超駕セシメント欲スル者ハ尤モ愛國ノ甚キ者ニシテ、若シ実ニ之ヲ欲セバ、大段此國ヲ以テ各自共有スル所ト云本原ニ眼目ヲ定メ、知識ヲ磨キ風俗ヲ正シ、遊惰ヲ諒メ職業ヲ励マシ、物産ヲ殖シ富強ヲ実ニシ、相互ニ勸誘シテ國勢ヲ上進セシメ、毫モ他ノ指シヲ受ケザルノ地位ニ至ラシムベシ。之ヲ真ノ愛國ト云ナリ。

○天理人道

者ナリ。決シテ人ノ私ニ造作セシ者ニ非ズ。既二人造ニ
非ズ。其出ル所ナクンバアラズ。其出ル所ヲ指シテ天理
ト云、此語原ト儒家ニ出ヅ。所謂天之命之謂性率性
之謂道等是ナリ。然ルニ宋儒ハ天ヲ解シテ理ナリト云。
蓋シ天即理ノ持業ニシテ、天ノ外ニ別ニ理アリト云ニハ
非ズ。凡ソ天ノ字一例ナラズ、蒼々タル者ヲ指シテ天ト
云アリ。天地ト云如キ是ナリ。或ハ人智不測ノ境ヲ指シ
テ天ト云。所謂道ノ行ハル、ヤ天ナリ、喪ブルヤ天ナ
リト云ガ如キ、是ナリ。或ハ因果違ハザル所ヲ天ト云。
天道ハ善ニ福シ淫ニ禍スト云ガ如キ是ナリ。或ハ純善無
雜ヲ天ト云。天之命之謂性率性之謂道ガ如キ、人欲
ノ私ニ対シテ云者是ナリ。或ハ上帝主宰ヲ以テ天ト云、
天ノ明命ヲ顧ルト云ガ如キ是ナリ。如レ此種々ノ用例ア
リト雖モ、実ヲ究レバ形天理天ノニヲ出デズ。就中形
天ノ如キハ彼ノ仰ヒデ望メバ蒼々タル者上ニ在リ。是遠
レドモ、此レ皆昔時物理ノ明カナラザル時ノ思想ニシテ、
彼蒼々タル者ハ只空氣ノ重積ニ依テ然リ。別ニ蒼々タル
固形ノ一物アルニ非ズ。然レバ理ヲ尅シテ云トキハ、地

ヲ離ル、已上ハ皆天ト云ハザルヲ得ズ。畢竟質礙ノ地ニ
対シテ無形ノ空ヲ指スノ名ト成リ畢ル。故ニ形天ハ今ノ
所論ニ非ズ。唯ミ理天ノミ今ノ語ルベキ者タリ。邵子謂
ルコトアリ。天ハ自然ヲ云。自然ノ外別ニ天ナシト。善
ヒ哉、言ヤ法界ノ因果感應極リナク、無始無終ニシテ順
逆皆應アリ。人之ヲ名ケテ賞罰ト云。又之ヲ名ケテ因果
ト云。其實ハ法爾本然トシテ、皆如レ是ナラザルベカラ
ザルノ理アツテ然ル者ナリ。其然ル所以ノ理、人ノ測知
スペキ所ニ非ズ。变幻生滅、千態万状アリト雖モ、然カ
モ無始無終ニシテ条然紊レズ、悉ク一定ノ理ニ從フ。此
微妙不測ノ境ヲ名ケテ天ト云。仏者此ヲ名ケテ法性ト云。
其理ノ究竟ナル所ヲ指シテ第一義天ト云ヒ、其事業ニ掛
ケテ因果ノ認ムベキ所ヲ指シテ業天ト云。名異リト雖モ
其实ハ理事ノニナリ。彼人天ト称スル如キハ大ニ異ナリ。
何トナレバ人天ノ名ハ原ト果報ノ勝劣ヲ以テ呼ブ者ニシ
テ、乃チ三界中ニ於テ勝徳ノ人ノ境界ヲ褒唱スル名ナリ。
但シ天ハ顯ニシテ、常人ニ傑出シタル境界ヲ嘆ズルニ
借ス。猶ホ上ノ字ノ意ト同ジ。蓋シ天ナル者ハ上ニ在リ。
故ニ彼ノ蒼々タル所ヲ指シテ上天ト云。今モ高族ノ人ヲ

雲上人ト云ガ如キ是ナリ。今言フ所ノ天ニハ非ルナリ。
今天理トハ即チ法性ノ理ニシテ、法界ノ事、一トシテ真
如法性ナラザル者ナシ。而シテ其妙理ニ体達セシヲ悟ト
云ヒ、其妙理ヲ知ラザルヲ迷ト云。迷悟相反対スレドモ、
共ニ以テ法性真如ナルハ同ジ。凡ソ法性ノ理タル、頑然
トシテ動カズ、虛然トシテ応ナキ者ニ非ズ。森羅万象宛
然トシテ羅列ス。此ノ中或ハ升り或ハ降り、種々變化輪
転スル者、即チ是法性ナリ。而シテ其輪転スル所以、皆
必ズ然ラザルコトヲ得ザル者有テ然リ。故ニ猫ノ子ニ犬
ヲ生ゼズ、犬モ亦猫ヲ生ゼズ、犬ニハ犬ノ性アツテ犬ノ
事ヲ為シ、猫ニハ猫ノ性有テ猫ノ用ヲ為ス。一切ノ物一
モ此規則ニ違フコトナシ、是他ナシ。事物ノ体相干差万
別アルモ、条然紊レザルノ一理アルニ由ル。故ニ之ヲ法
性ト云。法性トハ諸法ノ性体ト云義ニテ、森羅万像〔象〕
形相ハ種々ノ差別アルモ、其性体ハ一理ナルヲ云ナリ。
其理体一ナルガ故ニ、之ヲ一如トモ云ヒ、真如トモ云フ。
蓋シ如トハ如同如常ニシテ無別無変ヲ義トス。即チ真実
無妄常住無移ノ一理ト云意ナリ。凡ソ今日ノ事物皆法性
ノ理ノ活動ニ非ル者ナキトキハ、人ト生レ出シ者ハ必ス

其人相應ノ理ヲ履ンデ出ル者ナリ。然レバ人ノ性情是非
得失、皆此法性ニ非ル者ナシ。只ミ此理ノ活動ニ順逆ノ
二有テ苦樂升沈ノ差別ヲナス。順ニ出ルトキハ升テ樂ミ、
逆ニ出ルトキハ沈デ苦ム。其沈デ苦ム者ハ人物ノ皆厭フ
所ニシテ、升テ樂ム者ハ人物ノ皆欣ブ所ナリ。然ルニ仮
令此厭欣アルモ、是ニ應ズルノ業因ヲ植エザレバ、厭フ
モ猶ホ沈ミテ、而シテ欣フモ尚ホ升ボルコト能ハス。是
法性ノ一理本来不易ノ者ニシテ、他ヨリ之ヲ改ムルコト
ヲ得ザル者ナリ。此理ヲ知ラザルヲ迷トシ、此理ヲ知レ
ルヲ悟トス。而シテ知ラザル者ハ輪轉シテ、益ミ苦ム、
是仏ノ大悲是ヲ愍ミテ、其理ヲ開示シタマフ所以ニシテ、
此ヲ名ケテ仏法ト云。蓋シ仏ノ私ニ設クル所ニ非ズ。其
實ハ只法界ノ理ナリ。法界ノ理ニシテ、而シテ殊ニ之ヲ
仏法ト名クル者ハ仏ノ之ヲ説ケルガ故ノミ。已ニ然レバ、
凡ソ物アレバ則アツテ、人ニハ人ノ則アリ。禽獸ニハ禽
獸ノ則アリ。均ク則アリト雖モ、是ヲ知ルヲ人トシ、之
ヲ知ラザルヲ禽獸トス。而シテ彼ガ知ルコト能ハザルハ
彼ガ則ニシテ、人ノ獨リ之ヲ知リ行フ者ハ即チ是人ノ即
ニシテ、當体法性ノ然ラシムル所ナリ。故二人ハ其知行

スペキヲ知テ、而シテ之ヲ履行スルトキハ、人タル所以ヲ全フスト云ベシト雖モ、若シ人ニシテ其知ルベキヲ知ラズ、其行フベキヲ行ハザルトキハ、未ダ人タルノ行ヲ全フセズ、即チ法性ノ理ニ乖ヒテ、身心両ツナガラ害ヲ得ル者ナリ。夫物法性因果ノ理ニ隨テ出ルトキハ、一切ノ物皆此理ニ順ハザルハナシ。牛馬犬猫皆其性ニ隨テ用ヲナス。況ヤ人ニシテ人タルノ用ヲ為サバルベケンヤ。父子ト云ヒ、夫婦ト云ヒ、皆各々務ムベキノ業アリ。而シテ此義務ナル者ハ今日俄カニ造リ設クル者ニ非ズ、皆情ニ依リ性ニ基ヒテ、其宜キヲ得セシムル者ナリ。此性情也者本来法性因果ノ相感ズル所ニシテ、今日人ト生レ出シ後チ、初テ生ズル者ニハ非ズ。其未ダ生レ出ザル已前ヨリ、此性情ヲ發スベキ所以ノ本アリ。其所以トハ即チ前世作業ノ感報スル所、是ヲ詳ニシテハ十二因縁ト云ヒ、之ヲ略シテハ惑業苦ノ三道ト云。要スル二人ト生ル、者ハ、必ズ人タルベキ因縁ヲ以テ生ジタレバ、即チ是法性ノ理ニシテ、其性情ノ自然ニ存スル所ニ隨テ、以テ人タルコトヲ全セザルベカラズ。其全フスペキ者ハ他ナシ、即チ是人道ナリ。若シ此人道ヲ履マザレバ、即チ

人タルヲ全フスルコト能ハズ、彼私欲ノ為メ二人行ヲ乱ル如キハ、只耳目ノ末ニ誘惑サレ性情ノ本ヲ隠覆セラル、ニ由ル。若シ性情ノ本ニ歸ルトキハ、誰カ惡事ヲナシテ心ニ快カラニヤ。其耳目ノ欲ニ誘惑サレ、一旦快ヲ覺ユルガ如キハ、顧ミテ深ク性情ノ本心ニ問ハザルガ故ナリ。而シテ人ノ心ノ物ニ移ル、猶ホ鏡ノ如ク人ノ思ノ物ニ傳ク、猶ホ火ノ如シ。鏡ハ醜美ヲ簡バズシテ之ヲ移シ、火ハ物類ヲ捉バズシテ之ニ由テ燃ユ。心若シ物ニ向ハザレバ止ミナン。苟モ向フコトアラバ移サバルコトヲ得ズ、思亦起ラザレバ止ミナン。苟モ起ル、必ズ物ハ傳カザルヲ得ズ、是心ノ自性自体ヲ持セズシテ、物ニ即シテ種々ノ用ヲ起ス所以ナリ。故ニ此心ヲシテ善ニ從ハシメバ即チ善トナリ、悪ニ從ハシメバ即チ惡トナル。遠ク外ヲ計リ他ヲ量ル、近ク内ヲ顧ミ己レヲ慮ルモ、皆心ノ靈妙思議スペカラザルノ作用ナリ。此靈妙ノ心ヲ持シテ、或ハ樂ミ或ハ苦ミ、或ハ苦ヲ厭テ樂ヲ欣フ、渾テ性情ノ然ラシムル所ニテ、此心ヲシテ道ニ率テ善ヲ修シ、以テ心寛ク體裕^{ヒヨウ}カナルノ地位ニ至ラシムベシ。若シ人此地位ニ至ラバ、人生百年毫モ煩勞アルコトナク、翻^{カヘツ}テ彼ノ

私欲ナル者モ、転ジテ人行ヲ修ムルノ攻撃トナリ。益々磨砺セシムルノ用ヲ為ス。サレバ、天理ト云ヒ法性ト云ヒ、其名異リト雖モ、渾テ人行ノ出ル所、毫モ今日形チ已下ニテ始ル者ニ非ズ。早ク形チ已上ニ既ニ其理アルコトヲ知ラシムル者ナリ。而シテ造物主ヲ立ル者ハ是ヲ神ノ賦命スル所ト云ヒ、理学ヲ主張スル者ハ、之ヲ自然ノ理ト云。仏ハ是ヲ造物ニ托セズ、又専ラ自然ト云ハズ、法爾本来因縁業感ノ為ス所ト云。此業感ニテ人トナレバ、人ノ行フベキ行ノ基ク所以ヲ理ト云ノミ。其今日俄カニ始ラザルハ一ナリ。只人ノ務ムベキ所ハ天理ニ非ズシテ人道ニ在リ。人道明カナラバ、即チ期セズシテ天理ニ叶フ者也。

○人道トハ、即チ人間ノ履行スペキ道路ニテ、人タル者ノ通務ヲ云。即チ倫常ハ勿論、總ジテ利用厚生百般ノ事人世必用ノ者ハ、皆以テ道トスベキ也。彼倫常ナル者ハ固リ好善ナルコトナリト雖モ、人ノ履行スペキ道、單ニ是ノミト局ラバ誤リアリト云ベシ。何トナレバ、則チ五倫ノ如キハ正ク人間ノ類別ヲ五双ニ分ケタル者ニテ、君臣父子夫婦長幼朋友ト一双一双ニ倫匹ヲ分界ス。然ルニ

此一双一双ノ間ニ親義別序信ト云蝶扇鉗アリ。此蝶扇鉗ニ至テハ、多々議論ヲ生ジテ父子ノ間ニモ親ノミニニ非ズ、君臣ノ間ニモ義ノミニニ非ズ、夫婦兄弟朋友ノ間ニモ、必ず別序信ノ三ニハ局ラザルコトナレバ、何レモ皆當行ノ義務ヲ尽シ、相互ニ親愛シ、各々忠信ヲ以テ相待タザルコトヲ得ザル者ナルガ故ニ、倫類ノ差別ハ可ナリト雖モ、之ニ處スル行ヒヲ定ムルニ至テハ、未ダ偏ヲ免レザル所アリ。殊ニ夫婦別アリノ別ノ如キ、其猥褻ヲ防グハ可ナリト雖モ、或ハ嚴格ニ過ギテ親愛ヲ失フ者アリ。近來之ヲ非シテ、別ハ他ニ別スルコトヲ云。所謂禽獸ノ夫婦定リナキニ簡ンデ、各々一定ノ區別アルヲ云。決シテ一夫婦中ニテ宝ノ如ク、嚴格ニセヨト云ニハ非ズト。此モ奇説ニテ通ゼザルニハ非ズ。シカシ元来儒ニ謂フ所ハ閨門、乱ル、トキハ醜辱掩フベカラズ。且國家滅亡ノ亂多クハ閨門ノ内ヨリ生ズレバ、其猥褻ナランヨリハ寧口嚴正ナレト云意味ニテ、男女授ケ受クルニ、手ヲ以テセズト云程ニ経界ヲ立タルガ本義ナリ。然シ夫婦ハ愛ヲ以テ待ツ者ナレバ互ニ相親愛シ、而シテ醜辱ナルコトナキヲ要トス。即チ一夫一婦互ニ義ヲ守リ貞ヲ失ハズ、以テ琴

瑟和樂ノ情ヲ全フスベシ。然ルニ夫婦別アリト云ヒツヽ、
翻テ妻妾並ベ聘シテ偏愛僻寵シ、妬忌交々生ジテ閨門相
鬭キ、大ニシテハ邦国ヲ滅亡シ、小ニシテハ身家ヲ顛覆
ス。其由テ來ル本ヲ推セバ一夫數婦ヲ常トシテ、夫婦ノ
制宜キヲ得ザルニ依ル。是焉ンゾ夫婦別アル者ト云ハン
ヤ。且五倫ノ次第ヲ立ルモ、未ダ始終ヲ詳ニセザル所ア
リ。私ニ考ルニ、夫婦ヲ以テ始トシ君臣ヲ以テ終リトセ
バ則チ可ナラン。故ニ曾テ断ジテ曰ク、人倫ノ本ハ夫婦
ニ始リ、人行ノ極ハ君臣ニ終ルト、豈然ラザランヤ。凡
ソ世界万物夫婦ニ因テ生ゼザル者ナシ。尙ホ天地ヲ父母
トシテ万物ヲ生ズルガ如シ。即チ易ニ所謂乾坤陰陽ハ
人ニ配スレバ男女ニシテ、是ヨリ六十四卦無数ノ变ヲナ
スハ、猶ホ人ノ男女夫婦有テ、而シテ後四倫万行ヲ生ズ
ルガ如シ。故ニ夫婦ヲ以テ人倫ノ始メト云夫婦ノ制、豈
宜キヲ得ズシテ可ナランヤ。夫婦有テ而シテ後子女ヲ生
ズ、父子ノ倫始メテ成ル、子女兄弟姉妹數人アリ、長幼
ノ倫始メテ出ゾ、此ノ如キ者人々皆然リ、互ニ相資ケテ
生活ヲナス。於是朋友ノ倫ヲ生ズ。既ニ遠近親疎ノ交
際ヲナス、其間或ハ論アリ、或ハ争アリ。分合聚散種々

ノ事隨テ起ル、之ヲ總轄スル者ナカルベカラス。於是
乎始メテ君臣ノ倫ヲ立ツ、是人間生涯上下相倚リ、自他
妨ゲナク、各々幸福ヲ得ントスルニ在リ。故ニ人間終身
ノ事上下各々其分ヲ尽スニ極マル、之ヲ人行ノ極ハ君臣
ニ終ルト云。然ルニ此ノ如ク五倫アリト雖モ、其天然自
然ニ出ル者ハ前ノ四倫耳。故ニ四倫ノ汎ク万國ニ及ブ。
欧人モ四倫アリ、米人モ四倫アリ、啻々二人ノミ之アル
ニ非ズ、一切ノ生物皆四倫ナキハ非ズ、其正ヲ得ルト得
ザルトノ不同アツテ、其間ニ處スルノ道有ルト無キトヲ
以テ差別スルノミ。只人ハ万物ニ勝レテ共存ノ道ヲ講ジ、
互愛ノ術ヲ發明ス。是ニ於テ君臣ヲ分テ相資ヲ全フスル
者アリ。共和以テ保護ヲ善クスルアリ。其制一二出ザル
者、實二人間ノ作意安排ニ依リ、宜キニ隋テ立ツ者ナレ
バナリ。然リト雖モ、衆ヲ治ルニハ必ラズニニ統ベザル
ヲ得ズ。猶ホ扁骨數条アリト雖モ、是ヲ括シテ自在ナラ
令ルハ、一ノ扇眼ニヨルガ如シ。故ニ共和ノ政ト雖モ、
必ズ一ノ大統領ヲ置ケリ。只君臣ノ制ト異ナル者ハ約束
ノ期限ヲ立ルト否トニ在テ、交代世襲ノ別アルノミ。而
シテ各々建国ノ初メニ在テ、其宜キニ隨ヘル者ナラン。

今支那本邦等ノ如キハ君臣ノ制ヲ以テ國ヲ立ツ故ニ、單ニ君臣ヲ人行ノ極ト云ナリ。旨ヲ得テ誤ル勿レ。次ニ五常ハ殊ニ漢ノ董仲舒ニ始ツテ、固リ孔門ノ教目ニ在ラズ。蓋シ當時五行配当ノ説ヲ好ミ、強テ五常ノ教目ヲ立ツ謬ルモ亦甚シ。若シ人行ヲ五ト局ラバ、仲尼ハ既ニ忠信ヲ主トスト云ヒ、又盛ニ礼樂ヲ尊ブ、何ガ故ゾ忠ヲ棄テ、信ノミヲ取り、樂ヲ捨テ、礼ノミヲ取ルヤ。又君子ノ道ハ智仁勇ノ三德トス、何ゾ智仁ノミヲ取テ勇ヲ用ヰザルヤ。或ハ又夫子ノ道ハ忠恕而已ト云、何ゾ両ツナガラ之ヲ捨ルヤ。若シ撰メテ之ヲ取ルト云ハゞ、忠恕ノ一二モ撰スベシ。孝ノ一二モ撰スベシ。若シ開ヒテ之ヲ云ハゞ、易ノ四德、左伝ノ七德、臯陶謨ノ九德等、何ヲ數フルモ妨ゲナカラニ。何ゾ殊ニ五常ト局ルヤ。且漢已上ノ書五常ノ目アル者ヲ見ズ、莊子ノ五常ハ五星纏度ノ常アルコ義札智ヲ説クト雖モ、若シ端ヲ挙ゲテ本ヲ説カバ、何ゾ必シモ四ニ局ランヤ。且是非ノ心ヲ以テ智ノ端トモ云、亦一応ノ配当ナリ。物皆智ニ係ラザルハナキガ故ナリ。況ヤ信ノ一ヲ説カザルニ於テオヤ。此ヲ要スルニ、強テ

五行ニ配セント欲シ、種々ノ附会ヲ設ケタルノミ。故ニ其配当モ一準ナラズ、仁ヲ木義ヲ金ニ配スルハ諸説同ジト雖モ、札ヲ火ニ配シ水ニ配ス。又智ヲ水ニ配シ土ニ配シ火ニ配ス、信ヲ土ニ配シ水ニ配スル等配当既ニ異説アルトキハ、其附会ナルコト愈々明カナリ。如レ此論ズルトキハ、单ニ倫常ヲ以テ尽セリトスルハ、其謬レルモ亦知ヌベシ。然リト雖モ、スク弁ズレバトテ、必シモ五常ヲ行フヲ惡シ、ト云ニハ非ズ。只五常ノ外、別ニ行ヒナキガ如ク、偏執スル者アルガ故ニ、殊ニ之ヲ弁破スルノミ。仲尼ハ盛ニ仁ヲ説キ、孟軻ハ更ニ義ノ字ヲ添エ、口ヲ開ケバ仁義ト云、或ハ孝ヲ勸メ忠ヲ勸メ、札ヲ教ヘ樂ヲ教ヘ愛ヲ説キ敬ヲ説ク。或ハ合シ或ハ開キ、皆時ニ応ジ所ニ隨テ、其宜キヲ失ハザル者ナリ。仁義礼智信ト雖モ、宜キニ隨テ用ルトキハ、固リ人行ノ貴ムベキ者ナリ。何ゾ必シモ之ヲ非セン。既ニ倫常ノミ道ニ非ズ、利用厚生百般ノ事、皆以テ道トスルトキハ人生日用ノ事一ノ闊クルコトアルトキハ、以テ道ヲ全フスト云ベカラズ。孝ヲ尽サント欲スルモ、活計立ミザルトキハ父母ノ心ヲ安ンズルコトヲ得ズ、君ニ事ントスルモ国民貧窮セバ、君

奚ンゾ上ニ安キヲ得ン。夫婦ノ間モ窮餓ニ至ラントスルトキハ、或ハ東西ニ流離シテ怨女畠夫トナリ、或ハ赤繩ヲ断絶シテ偕老ヲ遂ルコトヲ得ズ。其偶ミ室ヲ同フスルモ、多少ノ紛糾ヲ生ズルニ至ル。古人謂ルアリ、衣食足テ礼節ヲ知ルト。或ハ曰ク、生ヲ養ヒ死ニ喪シテ憾ミナキハ王道ノ始ナリト。蓋シ人道ノ大本トナル者ハ、實ニ主トシテ人々生活ヲ全フスルニ在リ、國ノ文明ニ進ミ開化ニ趣クト云ルモ、品行ヲ正フシ風俗ヲ美ニスルト云モ、先ヅ我ガ自立自用セシ已上ノ事ナリ。道路窮餓ノ輩ニ向テ、汝ヂ文明ヲ知ルヤ爾ヂ品行ヲ正フスルヤト責ルモ、彼レ豈之ヲ聞クニ違アランヤ。然レバ苟モ人道ヲ全フセント欲セバ、人ノ為スベキ所悉ク具ヘザルベカラズ。此ヲ具フルニ分アリ、各々我ガ力ノ在ル所ニ隨ヒ、或ハ農或ハ商其職務ヲ勉メ産業ヲ励ミ、親子兄弟紛糾ヲ生ゼズ権利義務ヲ全フセバ即チ是孝ナリ、即チ是忠ナリ。往クトシテ道ニ契ハザル者ナシ。凡ソ道ハ大路ノ如ク理ニ隨テ、之ヲ踐行スベキ者ニ名ク。嶮山峻嶺径ニ攀ジ躋ルベカラズ。於是乎山勢ニ隨テ道路ヲ闢キ、以テ往来ニ苦ミナカラシム、洪河大川直チニ飛渉スベカラズ。於

是乎舟橋ヲ備ヘテ之ニ媒シ、以テ渡ルニ苦ミナカラシム。苟モ此道路ヲ開カズ舟橋ヲ備ヘズンバ、人焉ゾ跋渉スルコトヲ得ン。然レバ世間ノ道ノ理ニ隨ヒ、地勢ニ依テ易スク往来ニ便ナラシムルモ、真ニ道ノ道タル所以ニシテザル者ハ、道ハ頗ル行ヒ難キ者ノ如ク思ヘリ。是道ヲ知ラザルノ甚キ者ニシテ、道ハ尤モ行ヒ易ク平夷ナル者ナリ。何トナレバ理ニ隨フ者ヲ以テ道トスルガ故ナリ。蓋シ道ハ人情ノ自然ニ出デ、人性ノ固有ニ隨フ。宇宙間此理ニ外ヅル、トキハ一步モ履行スルコト能ハザル者ナリ。父子ノ親モ他ヨリ情〔請〕ヒ来ルニ非ズ、夫婦ノ愛モ外ヨリ強テ求ルニ非ズ、上下遠近親疎ノ交際、皆性ノ固有ニ發シテ情ノ自然ヲ全フセシム。之ヲ名ケテ人道トス。只人ノ私欲ニ蔽ハル、ヤ、我レ自ラ我ガ知識ヲ晦マシ、之ヲ全フセンコトヲ欲シテ翻テ自ラ之ヲ失フ者アリ。是ニ於テヤ、教ナル者出デ、其私欲ヲ逐テ靈智ヲ明カニセシメ、末利ヲ棄テ、以テ基本ニ復ラシム。仲尼ハ道ハ邇キニ在リ、人之ヲ遠キニ求メ事ハ易キニ在リ、人之ヲ難キニ求ムト歎惜セリ。方今権利自由ノ言ヲ用ユル如キ、

人ノ性情ヲ推シテ之ヲ發見セシ確乎ノ至理ニシテ、此自由権利ヲ全フセント欲セバ、我レ自ラ制限シテ暴戾ニ流レズ、人ノ権利自由ヲ妨ゲズシテ我ガ義務通義ヲ守ルトキハ、真ノ心寛ロク体裕カナル地位ニ至ラン。是ヲ自由ノ極ヲ得ル者ト云。而シテ之ニ導ク者ハ教ナリ。教ニ依テ之ヲ行フ、即チ是道ヲ行ク者ナリ。若シ少ク之ニ外ヅル、所アレバ、即チ道ヲ履マザルガ故ニ、必ズ歩行ニ妨ゲアリ。猶ホ直チニ嶮山ヲ攀ヂ、躋リ大川ヲ飛渉スルガ如シ。或ハ人ノ咎責ニ遇ヒ或ハ官ノ刑律ニ罹リ、其身心ヲ苦惱セシムル如何ゾヤ。是他ナシ。平夷ノ道ニ就カズシテ、暴ニ山川ヲ跋渉スルガ故ナリ。若シ人ノ人タル道ヲ行フトキハ心寛ク体裕カニシテ、終身ノ事毫毛劳苦アルコトナシ。且夫道ハ天下トノ達道ニシテ、外人モ行キ内人モ行ク、君臣モ行キ父子モ行ク、為ス所ノ位地同ジカラズト雖モ、上下内外ニ亘ツテ其道トスル所ニ至テハ異ナルコトナシ。故ニ親ニハ孝ナレドモ君ニハ不忠ナリト云ガ如キハ、固リ真ノ孝ニ非ズ。又君ニハ忠ナレドモ親ニハ翻テ不孝ナリト云ガ如キ、又自ラ真忠ニ非ズ。人間世上一箇ノ善ノ字ヲ施スベキ者ハ、何レニ向モ皆善ニ非

ルハナシ。若シ甲ニハ善ナレドモ乙ニハ不善ナリト云ガ如キハ其善トスルモ、私論ニ出デ、決シテ天下公共ノ通善ニ非ズ。故ニ君ニハ最モ便利ナリト雖モ臣ニ取テハ不便ナリ。親ハ最モ喜ブベシト雖モ子ニ取テハ不平トナリ、夫トハ最モ得意ナリト雖モ婦ハ失意ノ甚キ者ナド、云コトアルハ、必ズ眞実公共ノ道ト云ベカラザルナリ。

○然ルニ仏ノ教タル、固リ涅槃解脱ヲ本トスレバ人間世上ノ事ニ於テハ固有ノ治教（所謂転輪聖王ノ法製）ニ從順シテ、強テ之ヲ別説セズト雖モ、其理其事ニ害アル者ハ乃チ是ヲ説破シタマヘリ。彼ノ印度四族ノ別ヲ嚴ニシ、刹帝利ハ國權ヲ執リ、婆羅門ハ法教ヲ主ドリ、吠舍ト戍達羅ハ卑族ニシテ、決シテ混ズベカラザル者トシ、而シテ上ノ二族ハ政教ノ權ヲ擁シ、人民ヲ愚弄シテ圧制ヲ旨トシ、下ノ二族ハ無學無術、終身困苦シテ力役ニ属スル如キ、是印度創世ノ説ニ源シテ、彼ノ法教師トナル者ハ必ズ婆羅門種族ノ人ニ局レリ。釈尊獨リ之ヲ破シテ一切衆生悉ク仏性アリ。其心清キトキハ即チ仏土モ清シ、誰レカ般若ノ智ヲ起スベカラザランヤ。誰レカ菩提ノ道ヲ成スベカラザランヤ。苟モ器ニ隨テ力修セバ發心成道難

キニ非ズ、何ゾ種族ヲ論ズルコトアラント四類ヲ等視シテ、均ク法雨ニ霧ハシメタマフ。是增一阿含經ニ、四河海ニ入レバ同一鹹味、四姓出家スレバ同ク釈氏ト称スト。說キタマフ所以ニシテ、大二人間平等ノ真理ヲ開顯シ、人道世教ニ於テ未發ノ真說ヲ為シタマヘリ。洋人嘆ジテ曰ク、亞細亞洲中独リ此說以テ真理ヲ開顯スル者ナリト。然ルニ本來此說ノ起ル者ハ、法性平等真如ノ一性ヨリ出ルヲ基本トスル者ニテ、所謂天台ニテハ十界圓具ト云ヒ、華嚴ニテハ如來藏性起ト云、人ニ區別ナキ所以言ハズシテ明カナリ。此同一性ヲ體トシテ現ズルノ一切諸法ナレバ、諸法差別ノ當相常ニ平等ニ失ハズ、故ニ上下貴賤ノ差別ノ中ニ、必ズ一種無差別ノ同權同務ナカルベカラズ。之ヲ本トシテ說ヲ起シ、以テ印度創世ノ偏執ヲ說破シタマヘリ。然リ而シテ、大經五惡段ノ如キハ詳カニ人道破滅ノ惡風ヲ說テ、以テ之ニ反対スル所ノ五善ヲ勸メタマフトキハ、彼ノ五惡段ハ全ク五善段ニシテ、人道ヲ說クモ亦詳カナリト云ヘシ。而シテ殊ニ不_レ識「人情」強欲_二抑制_一ト說クガ如キハ、暗ニ暴君酷吏私權ヲ挾ンデ民ヲ压制スルヲ戒ムルニ帰ス。若シ此二句八字ヲ拡充ス

ルトキハ、今日文明ノ政ト雖モ恐クハ此外ニ出デザルベシ。況ヤ梵網戒經ニハ、孝順ハ至道ノ法孝ヲ名ケテ戒スト說キ、或ハ觀經ニハ、孝養奉事ヲ以テ諸仏淨業ノ通福ト說キ、或ハ律文ニ父母許サ_レバ出家スペカラズトシ、或ハ衣鉢ノ資ヲ減ジテ父母ヲ養ヘト云ガ如キ孝ヲ重ンズルモ亦至レリ。故ニ明教大師ハ孝論十三篇ヲ著シテ仏門ノ為ス所、真ニ孝ノ至極ヲ得ルコトヲ論ズ。ア、江海ノ大ナル、細流ヲ遺サズ山嶽ノ高キ塵土ヲ捨テズ、仏教ノ大且高キ何ノ事カ撰セザランヤ。而シテ其道ノ究竟至極ヲ說クニ至テハ、固リ世間淺近ノ說ト同ジカラザル者アリ。亦怪ムベカラズ。

因ミニ五常ノ字義ヲ弁ゼバ、仁トハ或ハ愛ノ理ト云ヒ、或ハ長人安民ノ德ト云ヒ、或ハ博愛ノ名トモ云ビテ種々ノ異說アリト雖モ、大經ニハ既ニ仁慈博愛ト說キテ、物ヲ愍ムヲ以テ仁ノ本義トス。故ニ字象人ニ從ヒ、二ニ從フ。蓋シ二人ヲ合シテ一トスル意、猶ホ恕ノ字ノ他ヲ以テ已レト同視スルガ如シ。凡ソ人ヲ惡ミ疎ンズルハ、已レト別ナル者ト思フガ故ナリ。若シ彼モ我モ均クシテ我ガ欲セザル所ハ彼レモ亦欲セザルベシト、已レヲ推シテ

人ニ及ボサバ不仁ナラント欲スルモ得ベカラズ。故二人
二人ヲ一二列ネテ自他ヲ同視スル意ヲ表ス。医書ニ麻痺
シテ手足身体自由ナラザルノ病ヲ名ケテ不仁ト云。何ト

ナレバ、此麻痺ノ病アル者ハ我身ナガラモ他人ノ如クニ
テ、歩セント欲スレドモ足動カズ、働カサント欲スレド
モ手動カズ、我レト手足ト別体ノ如シ。若シ然ラバ、之
ニ反シテ人二人アルモ、我ガ心ヲ推シテ他ニ及ボシ、一
人一体ノ思ヲナスハ、真ニ仁ノ実ニ契ヘル者ナリ。抑々
孔門仁ヲ以テ第一徳トス。啻ミニ儒ノミ然ルニ非ズ、耶
蘇モ亦愛神愛人ト云、仏教ハ固リ仁愛博愛ヲ体トシ、忍
辱己レヲ制シ、大悲物ニ被ムリ、普ク一切ニ及ボサント
ス。而シテ諸教皆仁慈ヲ徳本トスルハ一ナリ。

○義トハ宜ナリ。即チ事ノ宜キニ隨テ裁制スルヲ云、字

象羊ニ從ヒ、我ニ從フ。蓋シ善群羨美等ノ字、皆羊ニ從
フ者ハ、羊ハ群居シテ争ヒナク、能ク其所ヲ得タルガ故
ニ羊ヲ以テ人徳ニ象ドル。夫レ羊ノ群居シテ争ヒナキハ、
何ノ所以ナルヲ知ルベキニ非ズト雖モ、總ジテ人畜ヲ云
ハズ、争ヒノ生ズルハ必ズ宜キヲ得ザル所アルニ由ル。
各々其所ヲ得テ、而シテ後ニ争フト云ハ、理ニ於テナキ

コトナリ。故ニ羊ノ群居シテ争ヒナキヲ事ノ宜キヲ得タ
ル者ト看做シテ、我モ人ト交ルニ羊ノ争ヒナキガ如ク、
其宜キニ隨テ裁制シ當行ノ義ヲ尽スペキヲ云。

○札トハ節文儀則アル者ヲ云。人ニ上下賓主アリ。事ニ

吉凶禍福アリ。其相交ルヤ坐作アリ。進退アリ。皆札文
威儀ナカルベカラズ。苟モ肩ニ衣シ席ニ坐スル者、彼羽
毛ヲ以テ衣トシ、草樹ノ間ニ露臥スル者ト其則ヲニシ
テ可ナランヤ。字象示ニ從ヒ豊ニ從フ。示ハ祇ニシテ、
周礼ニ天神人鬼地示ト云者、全ク示ノ字祇ノ字ト通用ス。
又豊ハ祭器ノ名ナリ。故ニ札ノ字神ニ祭器ヲ供フルノ形
ニテ、如何ナル人モ神ヲ祭テ物ヲ捧グルトキハ、自ラ恭
敬ヲ尽スペシ。是ヲ札ノ本義トス。故ニ札ハ渾テ謹心鄭
重節度ヲ踰ヘズシテ、威儀ヲ正フスルヲ云。

○智トハ善惡是非ヲ知リ明ラムルヲ云。蓋シ人ノ禽獸ニ
異ナル所以、唯々智識アルニ由レリ。此智識アツテ初メ
テ善惡是非ヲ明カニスルコトヲ得ル。而シテ此智ヲ發見
セシムル者ハ全ク言語ノ力ニ依ル。字象説文ニ、口ニ從
ヒ矢ニ從フ、言フ意ハ理ヲ知ルノ速力ナル矢ノ疾キガ如
シト。私ニ案ズルニ、口ニ從フ所以ハ即チ理ヲ知ルノ本、

言語ノ之ヲ通ズル者アルガ故ナリ。又下ニ日ノ字ヲ加ヘ

タル者ハ知ノ物理ヲ照シテ明カナルコト、猶ホ大陽ノ暗
ヲ破シテ明朗ナルガ如クナレバナリ。是ヲ名ケテ智ト云。

○信トハ虚偽ニ対シ疑惑ニ対ス。蓋シ疑惑スルハ虚偽ア

ルガ故ナリ。若シ決シテ虚偽ナクンバ、誰レカ疑惑ヲ抱

ク者アランヤ。猶ホ大陽ノ東山ニ升ル、人或ハ西山ヨリ
出ンカト疑ハザルガ如シ。字象人ニ從ヒ言ニ從フ、人ノ

言ヲ聞テ疑ハザルヲ義トス。又人ノ言行差ハザルヲ義ト

ス。故ニ正韻ニ不疑也不差也ト云ヒ、又漢書ニハ、符契

ヲ信ト云トアリ。蓋シ疑ハザルハ客ニシテ差ハザルハ主

ナリ。我ガ言行差ハザレバ、人自ラ疑ハザルナリ。之ヲ

信ノ義トス。此ノ如ク文字ニ就テ當行ノ務ヲ教ルガ儒教

ニテ、此外忠ト云ヒ孝ト云ヒ、或ハ恭ト云ヒ敬ト云、

種々ノ文字ニ由テ其行ヒヲ示ス。今暫ク世人ノ云フ所ニ

隨テ、因ミニ五常ノミヲ弁ズルナリ。其字象ヲ説キシガ

如キ、必ズシモ字々皆悉ク然ルモノト偏執スルコトナカ

レ。

年二月十五日)

教憲ノ解

新井退藏

上ハ大臣參議ヨリ下ハ府県ノ有司諸小吏ニ至ルマデ、苟モ片官ヲ帶ビ隻職ニ任ズル者、各々自己ノ職務ヲ挙ゲ、以テ万機□□□ルハナシ。抑我教導職ノ如キハ、利柄

権寵アルニ非ザレドモ、然レドモ、亦官ニ任ジ職ヲ帶レ

バ、其職ヲ挙ゲ化ヲ佐クルノ義務ニ於テ、固ヨリ彼ノ大臣參議ト同ナラズバアル可ラズ。固ヨリ彼ノ府県有司ト一ナラズバアル可ラズ。豈啻同一ナラザル可ラザルノミナランヤ。綱常ヲ扶持民心ヲ固結、其責最モ以テ大ナラザル可ラザラントス。夫レ万機ヲ佐クルハ職務ヲ挙ルニ在リテ、職務ヲ挙ルハ章程ヲ講ズルニ在リ（章程トハ事務ノ条件分課ナリ）。我教導事務ノ条件分課ニテ、一大章

程トモ謂フ可キ者ハ三条教憲乃チ是レノミ。因チ今試ニ

教憲解ヲ作リ、之ヲ同職諸彦ニ質ス。諸彦幸ニ瑕ヲ指シ

瑾ヲ攻メ、以テ愚蒙ヲ啓発スルアレ。乃チ章程ヲ講習スル所以ナリ。

第一条 敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事

敬神トハ、祖宗ノ神靈ヲ崇敬アラセラル、ナリ。愛國トハ、祖宗ノ遺国ヲ愛護シ玉フナリ。旨トハ旨趣ナリ、趣意ナリ。体トハ体認ニテ、所謂心得ナリ。言ハ凡ソ教導スル者ハ首トシテ能ク敬神愛国ノ御趣意ヲ心得ヨトナリ。

第二条 天理人道ヲ明ニスヘキ事

天理トハ、天地自然ノ条理ナリ。人道トハ、人民當行ノ道路ナリ。五常五倫ヘ天地自然ノ条理ニテ人民當行ノ道路ナル故ニ、之□□トモ謂ヒ、人道トモ謂フ。明トハ、明辨ナリ。明解ナリ。言ハ凡ソ教導スル者ハ正ニ能ク天地自然ノ条理ニテ、人民當行ノ道路ナル五常五倫ヲ明辨セヨトナリ。

第三条 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事

皇上トハ、即チ敬神愛国アラセラル、ノ皇上ナリ。朝旨トハ、即チ敬神愛国アラセラル、ノ朝旨ナリ。言ハ凡ソ教導スル者ハ、遂ニ能ク億兆人民ヲシテ敬神愛国ノ皇上

ヲ奉戴シ、敬神愛國ノ朝旨ヲ遵守セシメヨトナリ。以下

「教憲ノ解説」新井退藏〔拝簡雑誌〕第十四号 明治十
三年三月一日)

教憲ノ解説

新井退藏

君ナル者ハ上ニ立チ、億兆ノ模範ヲ出ス者ナリ。民ナル者ハ下ニ居リ、一人ノ所為ニ倣フ者ナリ。教導職ナル者ハ中間ニ在リ。君徳ヲ称揚シテ民ニ示シ、民心ヲ鼓舞シテ君ニ向ハシムル者ナリ。然□□□テ其君徳ヲ称スルヤ、直チニ之レヲ称揚スルニ非ズ。必ズ称揚スル所以ノ方法アリ。其民心ヲ鼓舞スルヤ、直チニ之レヲ鼓舞スルニ非ズ、必ズ鼓舞スル所以ノ处置アリ。君徳ヲ称シテ方法ヲ得ズ、直チニ之レヲ称揚スルトキハ、称揚膚淺ニシテ其倣ナシ。民心ヲ鼓シテ处置ヲ得ズ、直チニ之レヲ鼓舞スルトキハ、鼓舞疎漏ニシテ其驗ナシ。無倣ノ称揚無驗ノ鼓舞ハ、未ダ以テ真ノ称揚鼓舞トスルニ足ラズ。若シ夫レ方法处置ヲ得ルトキハ、君徳必シモ称揚セズシテ、其功称揚ニ倍スル者アラントス。民心必シモ鼓舞七ズシテ、其統鼓舞ニ倍スル者アラントス。称揚セズシヲ称揚ノ功アリ。鼓舞セズシテ鼓舞ノ績アリ。其レ然ル後、真ノ称揚鼓舞ト

謂フ可シ。第一条ノ敬神愛国ハ、此レ皇上ノ御孝德ナレバ、乃チ億兆ノ模範ヲ出ス者ニ非ズヤ。第三条ノ奉戴遵守ハ、此レ下民ノ忠貞ナレバ、乃チ一人ノ所為ニ倣フ者ニ非ズヤ。

敬神愛国ヲ体シ、奉戴遵守セシムルハ、此レ教職ノ任ナレバ、乃チ君徳ヲ称揚シテ民ニ示シ、民心ヲ鼓舞シテ君ニ向ハシムル者ニ非ズヤ。第二条ノ天理人道ヲ明ニスルハ、此レ称揚鼓舞スル所以ナレバ、乃チ称揚鼓舞ノ方法ナル者ニ非ズヤ。乃チ称揚鼓舞ノ処置ナ

〔ル者ニカ
ト〕
弁スルハ固ヨリ教職ノ本分ナレドモ、然レドモ徒ニ口舌ヲ動スノミニ

〔非ヌ未カ
ト〕
ダ本分ヲ尽ストスルニ足ラズ、必ズ

口舌ヲ動スニ先キダチテ敬神愛国ノ御趣意ヲ体認シ、必

ズ口舌ヲ動スニ後レテ皇上朝旨ヲ奉戴遵守セシメ、始テ

本分ヲ尽セル者ト謂フ可シ。

此レ自ラ教憲ノ本旨ニシテ、甚ダ知リ難キ者ニハ非ズ。而ルニ其第一条十二字第二条

十一字第三条十七字總計僅々四十字ニシテ、如是ノ意義ヲ含メレバ、知リ易キ者トモ謂フ可カラズ。サレバ教職ノ中ニ於テ、往々繆見誤解ヲ免レザルモ、深ク咎メズシテ可ナル者ノ如シ。然リ而シテ、繆誤咎メザレバ教憲明ナラズ、教憲明ナラザレバ教務挙ラズ、繆誤豈之ヲ咎メザル可ンヤ。今一ノ大□□ヲ挙ゲ、之ヲ弁駁スルコト左ノ如シ。

「教憲ノ解統」新井退藏 『排簡雑誌』第一号 明治十三年六月)

教憲ノ解統

或曰、三条教憲ハ之ヲ教憲ト曰ト雖、其实ハ教職ノ為ニ

設ケサセラシニ非ズ、元來此レハ天皇陛下ヨリ一般人民ヘノ勅諭ナリ。故其第一条ハ、億兆人民悉ク皆敬神愛國セヨトノ御言葉、第二条ハ、億兆人民悉ク皆天理人道ヲ行ヘヨトノ御言葉、第三条ハ、億兆人民悉ク皇上朝旨ヲ奉戴遵守セヨトノ御言葉ナリ。然リ而シテ、教職ナル者ハ陛下ヲ佐ケ教導スル者ナル故ニ、勅諭ノ迹ヲ学ビ奉リ、勅諭ノ例ニ倣ヒ奉リ、以テ人民ヲ教導セザルヲ得ズ。因テ始テ教憲ノ名アリト。余オモヘラク、果シテ或者ノ説ノ如クナラバ、第一条ハタゞ敬神愛國スベキ事トノミ有リテコソ然ルベケレ。然ルニ今左ハ無クテ、敬神愛國ノ旨ヲ体スベキ事ト有ルハ何ゾヤ。ノ旨ヲ体ノ四字全ク無用ノ贅物ニ非ズヤ。第三条ハタゞ皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スベキ事トノミ有リテコソ然ル可ケレ。然ルニ今左ハ無クテ、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事ト有ルハ何ゾヤ。セシムノ三字亦全ク無用ノ蛇足ニ非ズヤ。独リ第二条ノ明ノ字ハ言語ト行事ノ中、孰レヘ係ケテモ云フ可キ字ナレバ、天理人道ヲ明カ二行ヘヨトノ御言葉デヤトシテモ聞ヘヌコトハ無キ様ナレドモ、然レドモ一般人民ヘ対セラレ、悉ク皆天理人道ヲ明カ二行ヘヨト
□(補)か

ト物過ギタル御言葉トコソ覺ユレ。何トナレバ天理人道ヲ明カ二行フトハ、極メテ六カシキ話シナレバナリ。千万人ニ超過セル聖賢君子ノ徒ト雖、恐ラクハ容易ニ能スベキニ非ザレハ、況テ一般人民ヲヤ。一般人民ハタゞ（皇上朝旨ヲ奉戴遵守スルニテ然ル可キヲ、何ゾ必シモ之ニ責ムルニ、君子聖賢ノ行ヒヲ以テセンヤ。果シテ或者ノ説ノ如クナラバ、三条共ニ皆窒碍不通ナルコト如是。且夫レ一般人民ヘノ勅諭ナラバ、宜シク一般人民ヘ御布告成リテコソ然ルベケレ。然ルニ今左ハ無クテ、□□リ、之ヲ大教正ヘ授ケ玉フハ何ゾヤ。業ニ已ニ大教正ヘ授ケ玉フ。以上ハ教職ヘノ勅語ニシテ、余人ヘ闇カラザルコト明白ナリ。

或曰、第一第二兩条ハ一般ヘノ勅諭ニシテ、第三条ハ教職ヘノ御言葉ナリ。否ラザレバ、セシムノ三字解ス可ラズト。余オモヘラク、果シテ或者ノ説ノ如クナラバ、第三条ハ解スベケレドモ、其余兩条ハ尚窒碍不通ナルコト依然タリ。且夫三分ノニハ一般ヘノ勅諭ニシテ、三分ノハ教職ヘノ御言葉トセバ、宜シク分ツテ教職ヘ当ル者ヲバ教職ヘ授ケ玉ヒ、一般ヘ当ル者ヲバ公然一般ヘ御布

告成リテコソ然ルベケレ。然ルニ今左ハ無クテ、一般ヘ
当ル者ト教職ヘ当ル者ト、彼此混淆合併シテ之ヲ大教正
ヘ授ケ玉フトハ、豈奇怪ノ至ナラズヤ、豈奇怪ノ至ナラ
ズヤ。余故ニ曰、三条教憲ハ教導事務ノ条件分課ニシテ、
乃チ一大章程ナリト畢。

「愛國」堀 秀成（『本教講録』第一輯 明治十三年十月）

本教講録第壹号

○愛國

乾坤初分。參神作「造化之首」。陰陽斯開。二靈為「群品之祖」云々

此は古伝の御趣意を受けて、古事記の序に、太朝臣安麿の述られたる語でござる。乾坤初分といふは、天地の分るゝ時といふ事にて、此世の初を云ひ參神といふは、天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神三柱の神を申奉り、作「造化之首」といふは、此三柱の神様の、奇しく妙なる御神徳によりて、動物を初め、植物より、此天地間に有りとあらゆる物の源^{モト}を初め給ひしを云ひ、陰陽斯開、二靈為「群品之祖」といふは、男女の道の開くる時運となりて、世の中の人々の、元の御先祖と坐します。伊邪那岐、伊邪那美二柱の神様の、造化神の御神徳を御承認させられ、夫婦の大札を御初なされたによりて、今日一日片時も、なくて適^{カナ}はぬ万物を産玉^{ウタマ}ひ、其祖となり給ひしをいふでござる。偒此によれば、世の中に有とあらゆる万物

は、皆此神の初め給ひて、人々に御授け遊されたるものでござる。其故に万物は人々の為に神様の基本を授け給ひ、人は其を受けて、其末を補ひ足らしめて、世の中の用に充て国を富すより外に、人の務^{ノムカ}はないでござる。

權少教正 堀 秀成

一系の国じやと、系図自慢をしても、國に無用物多くして、國は衰へ、民は貧困に落人らば、万國に比類なき御系図の光も耀かず、外國に輕蔑せられて、只己が國にて、肩を怒らし、肱を張て喋々と國体論を為も、何の詮もなき事でござる。譬へば、我家は清和源氏の嫡流じや、八幡太郎何代の正統じやと、系図自慢をする人の、若し貧困に迫りて、人力車を引て居ならば、其正統も嫡流も詮なきのみならず、却て家柄自慢は物笑となる様なものでござる。然れば、國体／＼と徒に、國自慢をして居るよりは、此國体を、國体のまゝに万世に維持する様にせねばなりませんが、其國体を万世に維持せむとなれば、即ち國に一物として、無用の物なく、一人として無用の民のない様にならねばなりません。我々は決して國体／＼とやかましく、國体をのみ説く職掌ではない。此國体を万世に維持する心得方を、各々に対して説諭する職でござる。抑神は人に富と貴とを授玉はずして、富にも貴にも成むとすれば、なるる、勵を授け給ふものなれば人々必ず知識を開き、職業に尽力して、世の無用物とならず、貴人とも、富者とも成らむと、心懸くべ

き事でござる。智識さへ開いたる上は、何なる賤者も、貴人になられ、何なる貧者も、富人にならるゝ事は疑なきものでござる。傭実は世に捨り物とては、一物もなきものなれど、人の知識の開けざるより、捨りもの、出来るので、いさゝかなるぼろきれの屑などは、何の用にも立ぬものなるを、近頃東京王子村にては製紙場を設けて、此ぼろきれを製して、外国人も驚く計の西洋紙を製出しました。又牛の骨などは不潔にして用にもたず捨て所にも困る程の物なるに、此を製して、人命を保つ物を作る肥しに甚だよきものとなる様なものでござる。如世人智次第に開けゆく時勢に逢ひながら旧弊を守りつゝ、無用物を転じて有用物に為すの念も無く、我身もやがて世の無用物の一にあるは、何に詮なき事ではござらむか。昔或所に男子一人もちたる翁が、將に死なむとするときには、二人の子を枕辺によびて、我この度は病氣全快の見込はないが、然るに汝等二人に譲るべきものは一もないが、唯葡萄畠の内よと云て息たへたる故に、一人の子は野辺の送りを嘗みて、次の日云ふ様は、父の仰せに、譲るべきものは、唯葡萄畠の内よといひ遣されたるが、

必ず彼の畑に、金を埋め置き玉ひしに相違ない、いで
や堀出して、兄弟わけ様とて、二人は未耨を持て、一日

品の祖となり玉ひし御神恩に報い奉るが、眞の敬神愛國
といふものでござる。

二日の内に、力の限り其畑を尽く堀かへして見るに、一枚の金も出ぬ故に、二人は大に望が違いましたが、畑の土を残る所なく堀かへしたる故に、其年は常にかはりて、葡萄のみのりよくて、数多の金を得たといふ話がござるが、此即ち前に申したる処の、神は人に富を授くるものにあらずして、唯富にならるべき働きを与へ玉ふといふもので、神は此の翁の様なもの、人は此二人の兄弟の様なものでござる。今此翁其子に金を与へずして、金を得べき事を与へ、子も亦翁より金を受けずして、自身の働きを以て金を得たでござる。此等の事を思ひても、世に無用の人とならぬ様に、心懸て、我皇国三千五百万の人民、同心協力したらむには、皇統一系の御国体も、名実相適ひて万国に誇るべき国となるでござる。唯手を拍て神様を拝むばかりが敬神でも無く、喋々と国自慢をするが愛國でもござらぬによりて、前申す如く、国に無用の物なく、無用の民ながらしめ、我皇国をして、地球上の富国となして、參神造化の首をなし玉ひ、二靈群

○敬神

権少教正 堀 秀成

朝ぼらけ宇治の川霧絶だえにあらはれ渡る瀬々の綱代アシロ木キ

此歌は、権中納言定頼卿の歌で、千載集にのせられ、又小倉百人一首にも、見えたる歌でござる。唄歌の意は、朝ぼらけといふは、夜の明る頃、東方のほのくと、白みゆくをいひ、宇治の川霧絶だえといふは、追々に霧の絶間の出来る状を云ひ、瀬々とは、瀬毎にといふ意にて。水の流れの滞る所を瀬と申し、あじろ木といふは、氷魚といふ魚を取る為に、杭ハシを打て、川水を堰ぎて、綱を張る代シロを為るに由て、綱代のみをはぶきて、綱代といふでござる。唄一首の意は、宇治川の水面に、霧の覆ひ渡りたるが、夜のほのくと明行頃、川霧は漸々に晴れて、絶間の出来るまにく、その絶間くより綱代木の見えゆくは、実によき景色じやといふ意でござる。唄此歌を以て、神を敬ふ処の心の動き行く有状を申さば、川霧の水面を覆ひ隠したるは、惑の心の有様なもので、夜の明

行は、智の漸々に開きゆく様なもの、絶々は、智の開くるに従ひて、惑心の失ゆく様なもの、顕アラハれ渡る瀬々の綱代木は、惑心の失行まにく、神の必ずおはします所以を知る様なものでござる。抑敬神の門に入むとするには、先第一に神明の現に坐ます事を悟らねばなりませむ。神明の現に坐事を悟るには、先智を開かねばなりませむ。既に智を開きて道理に明なる時は、神明のます事は判然ト悟らるゝものでござる。然るに智の開けざる所より、産靈神ススビノより賜はりし、靈妙なる神魂に迷の雲のかゝりて、遂に現在まします神の有りや無しやを疑ふに至るでござる。譬へば目を病む者は、火に五色の色ありと見え、耳を病者は、空中に金鼓の声ありと聞ゆる様な者でござる。素より火に五色の色はなし。空中に金鼓の声はなけれども、耳目に病あるが為に、彼に無きものを此にはありとし、彼に有物を此には無しとする様な事は、皆迷の雲のかゝりてあるが故でござる。昔大和國に、菩提山忠寛といひし僧がありましたが、此僧は恒に眠るくせがありたる故に、世人あだ名して眠僧正と申したでござる。此僧屢々都より召れて、天子様の御前に仕候致した事が有

ましたと申事でござるが、或時例の通り眠り居たりしに、菩提山にすむでゐる鶏の時を告るを、忠寛は召と聞いて、急に馬に乗り大内に至り、人々異みて近日忠寛を召れたる事は無き筈なるが、何ぞ事の相違であらうと申す時に、殿上の御庭に鶏の時を告るを聞き、あれあの様に忠寛くと召給ふものと云ひし事が、書に見えましたが、此は忠寛が心に聞僻たるが迷の種となりて、彼の鶏の声の忠寛と聞へたるものでござる。傍近を知り、見ゆるを知るは、下愚者の常にして、遠を知り見へざるを悟るは、上智者に非れば知れぬ者でござる。比諭て云はゞ、目は上に位し、耳は之に次ぎ、鼻又之に次ぎ、口は最も下に位して居るが、口は物を口中に容れて、始て其味を知るものでござるが、甚だ近くして知るは下愚の様なもの、鼻は五六間、又は十間以外の香を嗅げば、口より勝り、耳は鼻より遠き音をきく。目はまた耳より上有りて、十丁、二十丁、又一里以外の物を見れば、口鼻耳より上に位する処は、上智に似て居るでござる。然れば遠く目に見へぬ幽冥を悟るは、即ち智を開くにあります。

然れば人は知るといふ事がなければなりません。知て後天地の大なる、神の尊きを弁へ知るでござる。諸神は之を造り給ひ、人は之を知る。神の之を造り玉ふは、造化の神徳による事、人の之を知るは、靈魂の奇による事でござる。然れば先知識を開きて、靈魂の妙用をなす事をしらば、神明まし坐て、神異をなし給ふ事も知らる、でござる。桜の色の妙なる、梅の香の勝れるなど、其木には何の設けたる器械もなけれども、咲出たる色は、天下の名人と称る、染色師も曾て及ばず。薰り出たる香は、名だる香も決して及ばざる様なもので、神明は目にも見へ給はず、手にも取れねど、其神異の顯はるゝに到りては、目前に見へて甚だ畏き事を思はねばなりません。又晴渡りて塵斗の雲もなき空には、雨の種は何處に在かと思ふばかりでござるが、雨氣を催し降出すに及びては、河水も溢れ、堤も崩るゝに至り、風の和ぎたる日には、草木の末葉も動かぬばかりなるを、大風起るに及では、大樹を根堀にし、人家を倒すに至る様なもので、無きが如く思ふ神明の奇異を顯し玉ふは、実に如此でござる。人の靈魂を亦此に同じく、靈魂妙用心となり、心の動か

ざる時は平穩なるを、悲しき事を見たり聞たりすれば、速に涙の流(雨の降る)。勇しき事に当れば、速に進み(風)。吹が如し意に適はざる事に触るれば、速に怒る(雷の發するが如し)。皆触る、物によりて、心の動くこと此様なものでござる。故に神は誠意に感じて動き給ひ、機(ケガ)にふれて怒りたまふものでござる。故に息長足姫命則神功皇后の御敬神によりて海潮の進み、新田義貞朝臣の誠意によりて海潮の退きたるも、神明其誠意に感格し給ふものでござる。昔白河天皇西川に(今の大井川)幸行ありて、御船遊ありし時に、詩歌管絃の舟四艘を浮べ玉ひて、詩をよくするものは詩の舟に乗せ、歌を能する者は歌の舟に乗せ、管絃に聞える者は、管絃の舟にと分ちて御乗せ遊されたが、此時正三位源經信卿御供に後れて、後より走せ参られましたが、最早三艘の舟は岸を離れたる故に、汀にイみて船よせよと呼に、船をこぐ者孰れの舟をよせ候らはむといへば、経信卿何の舟にても苦しからずと云ふ故に、管絃の舟岸を離れて近ければ、其船に乗りて管絃をなし。或は詩を作り、歌を詠みたと云ふ事でござる。一能ある人だに稀なるに、詩歌管絃を兼て人に勝れたるは、めで

度事なりと譽られし位の才能ある人なるに、或時北野の社前を通らるゝに車より下らず、乗たる傍にて過ぎ通られしを、或人怪みて問たる時に、経信卿答て、四位不_レ拜_セ二位_ヲ於式有_レ之、菅公存日不_レ過_{二品}没而為_レ神何_ソレ享_ニ非礼哉、と云ふ事が古事談といふ書にあります。四位の人の二位の人に逢ひて車より下らざるは、人と人との礼式でござる。菅公は太政大臣の贈官もあるが上に、神となりてましますを、人と神とを混じては、何程学問があらうとも、管絃が上手でも、人の道の本たる神を敬ふ情の無きは、必竟理に暗き者でござる。然れば先第_ニに知識を開き、川霧の立覆ふ惑_ヲを晴らして、綱代木を直_{タダチ}に見る如く、神明のまします道理を明にして、神を敬ひ奉らねばならぬ事でござる。

○深川大講義講説

大名持少名彦のよろしくも作り固めし大やしま国

此歌は、毎度講題に取出ていふ所の、玉鉾百首の歌で、
歌の意は聞へたる如く、此大日本國は、大名持、少名彦、
二柱の神の御心を尽させられて、足はぬ事なく、飽ぬ事
なく、美しくよろしく御作り固めなされた、大八洲国、
則大日本國であると言の意でござる。抑大名持神は、國
神に坐まして、顯露界と言て、目に見ゆる世界を御主宰
なされて、遂に幽冥界と言ひて、目に見へぬ世界に御入
遊され、少名彦神は天神に坐まして、幽界と見て、目に
見へぬ世界にて御生れ成されて、遂に顯露世界の、目に
見ゆる世界へ御出遊ばされたる神で、譬へば組合せたる
系の様なものでござる。これには實に、口にも陳べがた
く、筆にも記し難き奇妙不測なる神理のある事でござる。
そこで大名持神の大は、天地の限り、至らざる所なき至
大を証し、少名彦神の少は、虫鏡ミガキをかくるとも、眼力
の及ざる所の極微ヒタチを証するでござる。今此身體に就てい

聽者筆記

へば、大國主神は、身體に屬給ひ、少名彦神は、神魂に
屬給へり。之が即ち、身心の二ツであるに因て、我身體と
心と和合して、万事成就すれども、若し和合せぬ時は、
何一成就するものではない。如何となれば今此身は即ち、
大名持神、少名彦神と同体の様なものでござる。其故に
此身體と心と、鳥の両翼の如く、車の両輪の如く、
暫くも離れず、一和して、身は心の差図に少しも違はず、
心もまた此身に備りたる衝ハタキの、其分々に超過せぬ様に
ならねばならぬ事でござる。然るを、もし此身は心の指
図に従はず、心もまた身に備りたる働きをかへりみず
して誇ホコロ驕オコるときは、鳥に両翼なき如く、車に両輪のな
き如くにして、たゞに事業のならざるのみならず、此一
身が世に立かぬでござる。其故に大名持神と、少名彦
神と、御兄弟と御成遊され、共に力を協せ心を同くし給
ひて、講題の歌の如く、宜しく足ぬ所なく御作り遊され
たでござる。抑此二神の御神徳は、實に廣大無辺にして、
独り吾大八洲國を作り玉ひしのみならず、廣く海外万國
をも残る限なく御作り遊されたでござる。諸ケ様にいふ
故は、文德実錄、斎衡三年の處に、十二月戊戌、常陸國

上言、鹿島郡大洗磯前有神、新降云云、有雨怪石、見在水次、高各尺計、体於神造非一人間石、塙翁私異之、去後一日、亦有廿余小石、在向石左右、似若侍坐、彩色非常、或像沙門、唯無耳目、時神憑人云、我是大奈母知、少比古命也、昔造此國訖、去往東海、今為濟民、更亦來歸と詔玉ひしによりて、世界万国を御作りなされて、地球上の人悉く御恩沢山を蒙りて居る事も知るでござる。また此國より彼の外国を作りに御出なされ、此國の人民を救はむが為に、御帰り遊されたる御事跡を見れば、吾國は神の御本國なる事をも明らかに知られて、實に有がたき御論でござる。嗚當年の五月頃、平山大教正とともに、彼の常陸國に派出して、親しく御神跡を拝見するに、今の大洗磯崎の神社は、山の半腹にあれども、往古は海岸の巖の上に在たといふ位でござるに依て、其巖を見るに、三十畳敷計りの平なる盤石にて、四の穴があり其中央に最も大なる穴が一有て、土俗之を傳へて。護摩壇石といふ、實に此辺の景況は、口にもいひ尽せぬ善い景色でござる。平山教正の詩に、水雲風月眼中流、美酒鮮鱗也自由、永有神明錫清福、太

平洋上一奇樓と賦られた。此一奇樓といふは、魚来庵といふ清樓でござる。そこで拙者も、「立かへる夕なみすゞ磯の浜」と連歌一折を行ひましたでござる。嗚我國三千五百万の人民は、皆神様より御命令を蒙りて生れ出たる者にて、神明の結び給ひし義兄弟なる事を、能々体任し、同心協力して、御國を富し兵を強くし、國を維持し奉り、又万々一國家の難事あらむ時には、身命を擲て忠勤を励み尽すべき事でござる。昔孔子の弟子に閔子騫と云人が有ましたが、此人は不幸にして、早く母を喪ひたる故に、父後妻を迎へて、二人の子が出来ました故に、後妻が閔子騫を惡みて、我実子二人には、綿の入りたる暖かき衣を着せじ、閔子騫には蘆花絮と云ひて、葦の花の入りたる寒き衣を着せて、何かにつけて悪しくあたれども、閔子騫は天姓至孝の生故、少しも怠らず孝道を尽せり。或時極寒中に、父の車の御者をして他行せしに、閔子騫は惣身冷寒へて、思はず手に持たる朝をはなせしを、父は其とも知らず大に怒りましたでござる。然るに閔子騫はケ様くと申訳はせずして、振ひながら謹みたる状を父はつくづく見て、此は全く怠り

「敬神」村田清昌（『本教講録』第一輯 明治十三年十月）

にあらず。後妻の庶子を悪みて、かゝる寒き衣を着せて置による事を察して、夫より遂に後妻を離縁せむとするに閔子騫泣て云ふには、母様ましませば私一人寒きのみなれど、母様のまさねば、三人共に寒へ苦しと云ふ故に、

離縁をする事はやめましたが、此事を後妻のきゝて、大に後悔し、夫よりは三人ともに同じ様にしたといふ事でござる。各方も此閔子騫の様な心になりて、此繼母の様な不慈な人があらうとも、義兄弟の信を篤くし、また大名持、少名彦神の御事跡に習ひ、同心協力して、皇国を猶此上一層宜しき國となし世界万国より、羨まる、やうに造り固めたき事でござる。

○村田権少教正講説 聽者筆記
目に見えぬ物とは言じ明暮の月日ぞもとの神のひかりを

此歌は雪玉集に載れる逍遙院内大臣実隆公の詠で、凡世人誰も神を敬はぬ者はないが、或は難渋になりて斯様に苦労するを神の救ひ下さらぬは、神の無かなど疑ひ或は常の人の如く世に出で、物言たまはぬ故、祈ても御聞なさろうかどうたか困惑ひて、遂に不敬神になる人の無てもござらぬが、此は神徳を知らぬより始る事で、神徳は毎日蒙を「む」る事でござる。今申した歌の「目に見えぬものとは言じ」とある如く、誰の目にも神徳は見え居る事で、先毎朝東方よりしらみ、世界万国明(ママ)くなりて、人をはじめ万物其照し暖め下さるによりて、絶ず生れ継(マツメ)は、誰も高く見あげて知れる日の光りの御恩でござる。この日輪則天照大御神の坐す処で、又月の影の夜を照らし、人をはじめ万物も其御恵を蒙るは月読尊の御神徳御恩でござる。日も月も世の中は移り替れども、御光

の替らせらるゝ事なきは、其を主宰給ふ神様の坐せばでござる。此に依ても神の目にみゆる事を知らるゝがよろしい。さて人はもとよりにて万物共に、其根元は皆神であれば、我身を省ても、正しく神の御徳によりて世にある事は知らるゝでござる。世の中は何によらず、神の守て、人の目には見へねど、神よりは明らかに御覽して善惡の行は能く御坐事でござれば、歩行する時は神の御前に出る心もち、坐する時は神の御前に待〔侍〕ふ心になりて、何事も偽飾を為ぬものじや。或田舎にて心得の悪き者が、人の作つた畑の芋を盗み取らうとして、幼子をつれて其畑に行、芋を盗むに人の来るを気遣ひ、其子に、人来らば知らせよと言聞せしに、子は道ばたに立て、四方を見張て有しが、父を呼故驚いて、人が来たかと問ふに、子は空を指してあれ彼處に御月様が見てござる、と言ふを聞いて、其父悔悟して、盜を止たといふ談があります。実に人が見ぬとて、油断はならず、何處にも神様は坐て御覧あれば、慎むべき事でござる。或人の不幸にして賊の為に切害されしに、其賊の何者とも不知しに〔て〕、一日薬店へ一人の男来ていふには、

手を怪我をしたれば薬を貰ひたし、此疵は竹にて切たるにて、決して刃物にあらずと刃物の事を丁寧に何度も断しに依て、薬店にて甚怪敷思ひ、其筋へ密に告て捕縛になり、彼人を切害したる賊にて、其時己と指を切たるなるが、此神のみなはして入せらるゝ故でござる。諸神様の人を御守護あらせらるゝことは、親の子を養育する如くで子は誰しも可愛ものなれど、子が一人前になりて何もぜ「せ」ずふら～して、親の金銀家財を浪費し、果は親類中も承知せず、遂に懲役を願ひ出てこらす事になりても、親の身には矢張心配苦勞して居ると同じ事で、神が人は人たる道を行へとて、不自由なく万物を人の為に造り置下さるゝを、人たる道は行はずして、むだに万物を遣ふを、懲さんとて、禍ひ難義を下し給ふも、心を改めさせむとの事で、御恵の深よりでござる。天地の間に生とし生る物、尽く神の御心に隨ひて、夫々神の撻なされし道を守るに、若人として不善をすれば、万物が皆背く故、差岡のみ多くなるでござる。善事をなせば、人は言ふ迄もなく、万物も皆善事に感じて助くるでござる。雪中の筍、氷上の鯉など皆天で、昔堀美作守親常の家來

に長瀬某といふ士がありましたが、孝心厚き人で、老母に至よく仕へるうへ其妻も亦同じく孝心あつく、初め妻を娶るとき、孝心厚きものを娶たしと神様に願し程故、其如く孝心厚き妻を迎へたと申す事で、諸長瀬の隣家にて井戸を堀たに、水濁てくさく飲水にならず。依て遠方より汲せ、又は買って水を遣ふ故に、長瀬は吾居宅の前に、深さ七八尺の井戸を堀て、酒樽二ツ伏せしに、水涌て至て清く、近所の者皆々此水を汲用ひたるよし、其後長瀬度々住居の替る所々にて、井を堀に、何れも清水涌出たりといふは、全く孝行の神様の御心に叶ひ、水も亦感じて清く涌出たのでござる。孝行をすれば、親の前に居らぬ時も、其事は姿に付て居るでござる。仮令ば人が日なたを行ば必影がある、其影の如く善をなすは善の影があり、悪を悪の影があり、此故に隠しても忽人に知られるでござる。善惡ともに此現世ばかりでなく、死後も其行によりて神の御賞罰御処分があるじや。夫らの事は皇國の伝計りでなく、支那の古書にも為「惡於昭々之中」者、人得而誅之、為「惡於冥々之中」者、鬼得而誅之とも見えて、世界万国何國も神の御守あるは同じ事でござる。

其証は武藏国某の村に藤右衛門と云者が在ましたが、或村の者と同道して旅をした途中で、其連の者を殺し金を奪ひ、死骸を溝の中へ棄て、知らぬ顔して過し、其奪ひし金にて商法を始めた処が如何なる事か、段々と豊榮え、十年程過たに、誰も其悪事を知りませ「な」んだが、或時村中の者が、信州浅間山に参詣せむと思立て、藤右衛門も共に登山した処が、此山は富士と肩を並ると世にいふ高山で、殊に天明癸卯の年燃火した後は、満山皆焦砂にて、草木無く、大なる焼石累々として横「た」はり、火の燃出た処は、山の絶頂にて、十余町計の大なる穴といふ事でござる。其深さは幾千丈あるか知れず。今に炎々と火は燃え雷声の轟く如く、黒烟天を覆ひ、数十里の外より見へて、半腹以上は岩石の間より烟を吹き出し、恐ろしき事富士山の類ではない。諸藤右衛門は人々と先達を頼み山に登るに、此日は快晴にて、空に一点の雲もなく勇^{イナ}て山の半腹まで登りしに、俄に一天搔曇り黒雲覆ひ、暴風^{オホ}砂^{サハ}を飛ばし路の側此処、彼処より火燃出其ありさま凄敷^{スヤシタク}恐しさ言むかたなし。先達云、如此有様にては登山は出来難し、暫^{シバシ}時休息せんと、一同休居るが、

皆々 恐れて、蹲踞クツマリ ふるへ居る時、空中に怪き声高く藤右衛門かふり取と云ふ。カフリとは登山の者白布にて頭を包し物なり。藤右衛門大に恐れ、面色土の如くになりて先達へ抱付たり。黒雲マス 益覆

有にて頭を包し物なり

下り、咫尺を弁ぜずして、皆生た心地なく倒れ臥た処が、

少頃ありて、雲歛り天晴れ皆々 左右を顧カツミるに、藤右衛門が一人見えぬ故、驚き尋ねた処が、四五町さきの岩の角に、引裂て死骸が掛てあつたと言ふ事でござる。此は藤右衛門の罪を、人の知らぬに依て、神様のかやうに御罰しなさるゝでござる。たとへ人目は遁ハガれても、神は免じ給はざる事であれば、恐れかしこむべき事じや。如此神罰の著しきを聞ても亦御守護も如此なるは疑ないでござる。何につけかにつけ、朝夕神様の御恩徳を辱カタシケナく思ひ、御礼申上、其身其家の安全を祈り、いさゝかも神の御徳を疑ひ奉らぬ事でござる。

「敬神之説」三宅良秀 『本教講録』第一輯 明治十三年
十一月)

○敬神

大講議 三宅良秀

さりともと寝ても寤ナメても頼む哉愚なる身を神に任せて

今日は氏神様の氏子を親しく御保護遊さるゝ事、また氏子の氏神に仕奉る事の、荒ましを演説致します。さて氏神と云と、産土ウツチ神と云と、元來は大に相違のある事でござる。氏神と云は氏々の先祖の神といふ事にて、藤原氏の氏神は、天児屋根命。忌部氏の氏神は、太玉命の類が、眞の氏神でござる。産土神と云は、其地を敷しろしめす

神が、即ち産土神なるを、中世より氏神も、産土ウツチ神も、混じて共に氏神と云様になりましたが、之も神の御心であらふと思やられれば、今更分つ迄にも及び坐む、僭氏神といふは内神と云意、氏子云は内子ウチコと云意にて、我々よりは我内の守神として崇敬し奉り、氏神よりは我々を内の子として御保護遊ばさるゝ深き契りのある事でござる。其故に氏神様は目にこそ見え給はね、二六時中の間、慈親の小兒を養育する様に、我々の身を離れ給

はず守り玉ふものでござる。又氏神様の処々を御分掌なされて御保護遊ばさる事は、此顕世に於て府県あり。群区ありて、其処々を支配すると同じ訳でござる。然れば目に見ゆる顕世にしては、郡区長の支配を受けざれば、一日も其地に居られぬのみならず、無席者杯とぞしられ、また目に見えぬ幽世にしては氏神様の御守護を受ざれば、其身を持つこと能はざるのみならず、大なる炎を来す様になるでござる。平田大人の門人に、亀井忠篤と云ふ人は、東京の湯島にすみて、孝行の事などが公儀に聞えて、御褒美をも賜はつたる位の徳行のある人でござつたが、此人の妻の生国は、越後国頸城郡高森村の産にて、國を出立する其前夜の夢に、御形は見えねど、氏神諭訪の六神の、氣高き御声にて宣給ふには、我氏子菊女を御許に遣すによりては、宜しく計ひ玉へと宣玉ふと思へば、其家の屋根より高く雲上に、菅原大神の坐して、仰せらるゝには、大神の氏子菊女體預りましたと宣と見て夢さめて、此は妙な夢とは思ひたれども、人にも語らず東京に来ましたが、不測な縁で菅原大神の氏子なる亀井忠篤が家に嫁^{カシメ}きたでござる。猪先年越後を出立する時の

夢をはじめて夫忠篤に語りしを、忠篤また平田大人に告しかば、美談なりとて玉櫻に載られたでござる。此によりも氏神の処々を分掌し給ふ事は、府県郡区ありて其処々を支配すると同じき事、また暫らくも此身を離れ玉はず御守護くださる事を知りて、氏神様を我家の内ヲマカ守護神として尊敬し奉り、講題に詠みたる藤原雅朝主の歌の通り、此身を氏神様に御任せ申し、ねてもさめても御依頼申せば、益御保護も篤なり、此身も榮え、死しての後も亦天神のみ許に御導きくださる事でござる。

「敬神の説」深川照阿（『本教講録』第三輯 明治十四年
一月）

○敬神之説

大講義 深川照阿

天地初発之時、於「高天原」成神名、天之御中主神、次高
皇產靈神、次神皇產靈神、此三柱神者、並獨神成坐、
而隱身也

諸景行天皇の詔に、倭國以「行事」負「名國也」と仰せら
れましたが、此意は我大日本國は、己々の事業、所謂
職分を以て名に負ひて居る國風であるといふ義にて、甚
と尊く恭き御詔でござる。如何となば、日大御神を天
照大御神と申上るは、日神は現に見避る如く天に坐まし
て天地四方を残る隈なく御照しなさるが、恐くも日大
御神の御職分である故に、かく御名に負ひ玉ひ、また日
臣命を道臣命と申すも、神武天皇東征の時、御教導を勤
めし功を賞玉ひて道臣命と云名を玉はりたでござる。猶
之を手近く云はば、火を納る、器を火鉢といひ、茶を
納る、器を茶碗といふ様なもので、神は皆御神徳を御名
に負ひて坐ます故に、先御名の意を明にすれば御神徳は

よく知らるゝでござる。諸御本文に読上ましたる天地の
初に当りて、高天原といふ神界に坐ます神を、天之御中
主神と申すは天の真中に坐して、世界万物の主と坐ます
御神徳のある神なるが故にかく申上ます。總て家の主と
いへば一家内を掌り村の主といへば一村内を掌り。國の
主といへば一国内の事を掌り、天之御中主神と申せば天
之真秀、所謂北極至微宮と云処におはし坐て、天地を
はじめ人間万物有りと有ゆる物の主とまして、廣大無邊
なる御神徳の坐ます神なるが故に天之真中に主神と申奉る
でござる。次に高皇產靈神、神皇產靈神と申奉る產靈と
いふ詞は、靈妙不測なる御神徳を以て、人間万物を生し
成すといふ意で、古歌にも「君が代は千代に八千代にさ
ざれ石の巖となりて苔のむすまで」とある如く、苔の
むすまでと云は苔の生ずる迄といふ意でござる。其故に
本居大人も、「諸のなり出る源は神產靈高皇產靈の神の
むすびぞ」と、詠れたる通り、人間は申迄も無く、万物
悉く草の片葉に至る迄、此產靈神の御神徳に頼て生ぜざ
るものにはござりませむ。然るに中古以来或は儒に溺れ、
或は仏に溺れ、漸く人心薄情になりゆきて、天にも地に

も二となき大切な此身体を、御造りくだされたる、産靈神さへに忘る、様になり果たは、如可なる禍神の心か、残念なる事でござる。また立帰りて景行天皇の詔を思へば、此身は産靈神に造られたと云証を、御同様に名に負ひて居まする故、忘る、事は出来ませむ。其訳は如何とならば誰も御承知の通り生れ出たる子を、男なればムスコといひ、女なればムスメといひて、ムスといふ事を名に負ひて居るは、即ち産靈神の靈徳によりて生れたもの故に、産靈神のムスといふ言を名に負ひてかくいふのでござる。凡てかゝる類は世に多くありて、筑前の博多で出来る帶を、筑前博多といひ、薩摩で出来る芋を薩摩芋と云も、其処にて出来るから其処の名を其物に移していふのでござる。傍かく説及して見れば、三才の童子も此身体は産靈神に造られたる事は知らるゝを、猶或人の疑ひて申には道理は右にて聞ゆれど両親に生出され、両親に養育られし此身なれば、猶産靈神に造られたる身にはあらずと云ますれど、之は抑末を知りて本を知らぬ論にて、両親に生出され両親に育てられしには相違無れども、両親に造られたるにはあらず、造と生とは大に相違の

ある事でござる。若両親が子を造ることを得るものならば、男子を得むと欲すれば男子を造り、女子を得むと欲すれば女子を造りて、親の意の如くなるべきに、然はあらずで男子を得たしと願ひても女子が生れ、女子を得たしと願ひても男子が生れ、或は只一人の子を得たしと願ひても子の無ものもあり、子は勿れかしと願ひても陸続子の生るゝもありて、親の意の如くならざるは常の事でござるが、其が即ち両親は子を生みて育つるのみにして、子を造る事を得ざる所以でござる。然れば人間は神の御主宰を受けて、神の造玉ふ國に住み、神の造玉ふ身体を以て、神の造玉ふ万物を日々に用ゐ、二六時中の間神の恵の中に妊れて居るものでござる。ある歌にも、「生れ来ぬ先も此世に居るうちも罷るも神の懷の中」、とある如く、只に此世のみならず生れ来ぬ先も、死しての後も神の懷の中に妊れて居る事の妙用は筆にも詞にも言尽せぬは神の大恩でござる。譬如魚の水に於るが如く、魚は水中に妊れて生を保ち、人は神の恵の中に妊まれて、此世に生を保つ事であれば、暫くの間も神の大恩を忘れぬ様に致して、万分为一にても報奉らねばなりませむ。

諸今日は御本文に本づきて、神魂帰着の安心まで、古の事実に証し、今の究理に引合せて説べきなれども、時刻も後れたれば、後会に委しく演説致します。

以下次号

「敬神之説前号の続き」深川照阿 『本教講録』第四輯 明治十四年一月)

○敬神之説

前号の続き

大講義 深川照阿

扱前会に申述たる如く、人は産靈神に造られ、産靈神より、靈妙不測なる靈魂を賜りて、此世に生れ出たる物なれば、死しての後は、肉体は土に帰り、神魂は産靈神の御許ミモトに帰るでござる。如何となれば、此肉体は、土より生じたる五穀を食ひ、土より生じたる綿布を以て、造りたる衣服を着、土より生じたる木石を以て營イトみたる家屋に住みて、如斯人となりたる故に、死すれば其元の土に帰り、神魂は古伝に「神產靈神のみたま、父母の氣に入りて生れ出る神を、人神ヒトガタと云」とも有如く、産靈神より賜はりたる物なれば、基本たる産靈神の御許に立帰るは当然の事でござる。惣て世の中の万物、基本に帰らぬ物は有ませむ。今一二三云はば、雲を凌ぐべき大木も朽れば土に帰り、牛馬をも渡すべき厚水アツカホリも、解れば水に帰り、また地上より蒸発したる水の雨となりて、復此地に帰るなど、皆基本に帰るものでござる。神代の昔、瓊々杵

岐命の御子、火遠理命の、故ありて海神宮に行給ひし
を海神豊彦神は、甚く悦び 玉ひて、火遠理命をば、
海馬の革の畳を幾重も敷き、其上にまた清畳といひて、
清くすがくしき畳を、幾重も敷きて、其上に坐まさし
めて、百取の机代の物とて、數多の珍味を具へて、御
饗応なされて、豊玉姫命と云、美しき御娘を御嫁せ遊ば
されて、此上もなき御接待で有つたでござる。扱火遠理
命には、其海宮に住玉ふ事、三年の後、或夜大なる歎
一し玉ひきと云て、甚く御歎息を成れたと古伝に見えま
するが、右申如く海馬の革の畳八重といひ、また百取の
机代の物といひ、上なき御接待なれば、幾年を経玉ふと
も、御心安く坐ますべきに、却て御歎息成れたは、如何
と云に、御本国即ち此国に、帰りたく思召御心の切なる
よりの歎きでござる。然れば道理より推して考へても、
人情より推して察しても、其本に帰ると云理は違はぬ物
であります。そこで此神魂の帰るべき本国故郷は何所ぢ
やと云に、所謂高天原成神名天之御中主神、次高皇
産靈神、次神產靈神とある如く高天原が即ち産靈神の御
在所、その御在所がやがて人々の本国で、帰るべき故郷

でござる。扱其神魂の本に立帰る所以を神典に徵するに、
伊邪那岐命は、天上高天原より此国に下り給ひて、国土
經營の御功業全く畢玉ひて後は、神典に伊達諸尊切既
至矣、徳亦大矣於是登レ天報命、仍留一宅於日之
少宮矣、とありて、遂に御本国なる高天原の日少宮に
無窮に鎮り坐まし、また日本武尊の白鳥となり玉ひて、
天に登り玉ひしも、其本に御帰り成れたのでござる。故
昔より天子様や、皇子方の、崩薨玉ひしを、カミアガリ
と云も、神となり玉ひて天上高天原に上り玉ふ故にかく
云でござる。然らば善人の神魂も、悪人の神魂も、推な
べて天上に復帰するかと云に、素より善人の神魂は勿論
なれども、悪人の神魂は、直に復帰する事は得ぬもので、
仮令ば鞘より抜たる太刀を曲げて納めむとそれと納らず、
之を納むとするには、必ず本の通りに直にせざれば納ら
ざると同じ理で、正しき天神の御許に帰らむとするには
先曲りたる心を直く正しくして、後ならでは本に帰られ
ぬで、神は公明正大に坐まして、其罪を惡み玉ふと雖ど
も、其人を惡み玉はざる故に、罪を懲し玉ふ事はありて
も、一端前非を悔い、翻然として改め、心を正直にする

ときは、其罪を御許なされて本に帰る事を得る事、恰

アカ

も政府の法律を犯せる罪人の懲役になり、心を改ため、
受くる様致したき事でござる。

善心に立帰れば終身懲役の者なれば、一等減ぜられて、十年になり、十年の者なれば、七年になりて、其年期怠らず、勤むれば、懲役場を出て、父母の許に帰らるゝと同じ事でござる。故に罪人の此世を去りては、先幽府の神判を受け、其罪の輕重によりて、或は禍物の部類に入て辛苦めらるゝもあり禍神等に苦めらるゝもあり。甚しきに至ては、夜見国に追逐られて、限りなき苦みを受る者等もあるでござる。扱かく御苦しめ遊すも決して人を悪みての御所業にあらずして、人を御慈愛遊さる御心より、其罪を懲し、其心を善良に趣かしめて、本の正直なる神魂にして、天神様の御膝元に、御引取なさる難有い冥府の御仁政でござる。然れば御互にかく難有い神の御心を心として、生ては朝廷の御厄介にならぬ様、死しては冥府の御世話にならぬ様に、心掛て些少の事にても善事と知たなら必ず行ひ、惡事と知りたなら屹度為ずして悪人の部に入らず、善人の党に入りて、死しての後は此神魂の本国故郷たる、高天原に復帰して、永世の樂を